

平成28年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第2号)

平成28年12月8日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	関悦子君
13番	小林正子君	14番	大島孝司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	池田清人君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 小 松 文 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（大島孝司君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（大島孝司君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） おはようございます。

通告に基づいて、3点質問してまいります。

まず1項目、桃源荘の早期改修について質問します。

桃源荘は、小布施町の老人福祉センターとして1983年に建設されました。新築後33年経過しておりますが、利用者はふえ続けています。この間、何度かの増築や改修が行われていますが、使い勝手がよくないというのが利用者、ボランティアの皆さんの声です。

そうしたことから、私は何度か本会議の一般質問でも取り上げてまいりました。

町長の今議会の冒頭の挨拶でもありましたように、高齢になっても安心して住みなれた地域で暮らし続けることができるように、介護予防や高齢者の生きがいを持って活動できる施設として大事な役割を果たしているのが桃源荘であります。この役割は今後ますます重要性が増してまいります。

具体的に質問してまいります。

まずは、バリアフリー化についてです。

玄関周りや玄関から入って大広間までの段差を解消し、大広間を椅子とテーブルで使えるようにしてほしいという声が強くあります。2年前に和室用の籐の椅子を用意していただきましたが、安定感がなく、使い勝手が悪い、もっとちゃんとしたテーブルと椅子にしてほしいとの声です。桃源荘がつくられた当時は高齢者は畳の部屋でこたつがいいという感覚だったと思います。でも、現在は生活様式も変わり、寝室はベッドで、食事は椅子とテーブル、また日常の生活の中でも椅子とテーブルでの生活が多くなってきています。椅子での生活のほうが足腰への負担が違うという意識に変わってきています。私も腰を悪くしてからは正座はできなくなり、椅子生活です。桃源荘は現在も今後も高齢者の活発な活動の場であり、高齢者福祉施策の重要な拠点であります。バリアフリー化は急務であります。どのような計画をお持ちか答弁ください。

2つ目としてのトイレの段差解消についても同様ですので、お願いいたします。

3つ目の桃源荘が建設されて6年後に屋内ゲートボール場がつけられましたが、27年間盛んに使用されて、老人クラブ等から改善要望が出されています。今議会にグラウンド面でのこぼこの改善について補正予算がついておりますが、利用するクラブ関係者のヒアリングや立ち会いなど、要望に沿ってきちんとした改修工事が施工されるようにしていただきたいと思っております。また、施設に窓がなく、プラスチック製の波板で応急的に囲いがされていますが、夏は暑く、冬は寒さが厳しいと聞いております。町老人クラブ連合会からのこれらの改修要望に対しては、どのような計画になっているのか答弁ください。

ゲートボール場はスポーツ施設としてばかりか、高齢者がみずから健康を維持し、増進していくために大切な特別な役割を持っています。ご答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

〔健康福祉課長 八代良一君登壇〕

○健康福祉課長（八代良一君） おはようございます。

小林正子議員の桃源荘の早期改修についてという質問でございますが、まず大広間の段差解消と椅子・テーブル化、それからトイレの段差解消ということでございますが、桃源荘につきましては、昭和57年に建築されまして、築後30年以上が経過をしております。現在、いきいきサロンとしての利用を初め、27年度におきましては老人クラブ連合会やカラオケクラブ、遺族会など15団体の皆さんが利用し、いきいきサロンを含めると、延べ利用日数が約300日、それから利用者数が約4,600人となっております。

高齢者の皆さんに快適にご利用いただくためには、大広間、トイレの出入り口などの段差の改修は必要だというふうに考えておるところでございます。

現在、廊下から大広間へはスロープと手すりを1カ所設置し、また、大広間横のトイレにつきましては、段差があるんですけども、その手前に段差のない多目的のトイレもあり、ご利用もいただいているところでございます。いきいきサロンで利用していただいております南側のトイレにつきましては、段差のないバリアフリー対応となっておりますので、そちらもご利用をいただければというふうにも思います。

大広間やトイレの本格的な段差解消となりますと、かなり大規模なものになってきます。これら全体の改修につきましては、29年度から始まります総合事業による利用の状況等も見ながら、今後計画的に進めていきたいと考えております。なおまた、大広間の椅子・テーブル化ということでございますが、今年度、地方創生加速化交付金を活用しまして、畳用の椅子等を準備してまいりたいと思います。

それから、ゲートボール場の老人会連合会からの要望についてどのような計画かということでございますが、ゲートボール場の改修につきましては、老人クラブ連合会より地面のこぼこを解消するよう、整備をしていただきたいというようなことも含めて要望いただいております。今議会にその改修工事の工事費を補正予算として計上させていただいたところです。議決いただきました後には早期に工事に着手してまいりたいと思います。

ほかに、照明ですとか音響ですとかベンチなど、老朽化した附属施設を整備してほしいとの要望もありますが、附属施設等の整備につきましては、高齢者の健康づくりや生きがいくくり、居場所づくり、あるいは交流の場として重要な施設でありますので、今後、老人クラブ連合会やゲートボール協会の皆さんとお話をさせていただきまして、整備が必要なものに

つきましては順次計画的に対処して、今後また適切な管理をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 大広間の段差解消という点では、以前から申し上げていますように、それと大広間に椅子を、またことしも椅子を用意すると、和式用というのか、畳用の椅子を用意して下さるということなんですけれども、それは2年前にも畳用の、和室用の籐椅子を用意していただきましたけれども、それが使い勝手がよくない。というのは、椅子と、それからテーブルがありまして、そのテーブルは和式用のテーブルなので、その椅子をやったときに、物を書いたり食べたりなんかするときにはとっても使い勝手がよくないということなんですよね。それで、いろいろなところでも今、和式、畳の部屋から洋式に変わっている部屋があるんですよね。そこはカーペットとかそういうものを敷いた、その上にテーブルを置いて、テーブルと椅子をきちんと並べてあるというような部屋をつくられてきていると。今、いろいろなところでもそういうふうな改善がされてきているんですよね。昔のままのところは椅子だけ並べるというのではなくて、そういうように、大広間もそういう改善の仕方をしていただきたいというのが大きな目的なんです。

そしてもう一つ、段差解消のために少しスロープが設けられ、玄関から入るところに確かに1メートル以内の、90センチ幅のスロープがあります。それともう一つ、大広間に入るときにもトイレ側にスロープになっているところがあります。だけれども、このスロープというのは、大変危険なスロープなんですよね。段差を急に解消しようとするために、スロープの長さが短くなっているという点で、車椅子であそこを通ってくださいと言ったときに、通れますか。恐らく通れないと思います。そういう点では、どういう方法の改善が一番いいのかということをもう少し、安易に考えるのではなくて、もう少し検討をして改善を計画的にやってほしいというのがこの質問の要旨です。

その辺のところでもう少し考えてほしいと思います。

それで、総合事業の状況を見てと、来年の4月からたしか総合事業を始めるというようなお話でしたよね。それが今、全然その段取りとかそういうのがどうなっているのかさっぱりわかりませんが、それまでに間に合わせられるのかどうか、その辺のところも大変心配になっています。そういう点では、ぜひこの段差解消の計画というものを、桃源荘の改修の計画というものをもう少しきめ細かにやって、どこをどういうふうに、どの時期までにやるかということをはっきりと決めていただきたいと思います。

それで、以前、公共の施設について、計画的にこれからやっていきますというところで、そこの中には桃源荘も入っています。じゃ、桃源荘の順位はどのくらいにありますかと聞いたときに、たしか上位のほうにありますというお答えでした。そのとおりにやっていただけるのかどうか、その辺のところでも再度答弁をお願いしたいというのと、それから、ゲートボール場についてですけれども、確かにでこぼこ中にあるいろいろな整備ですね、椅子とか、そういうのもちゃんとやってもらいたいとかというようなことがありますけれども、周りのタキロンで囲ってある囲いの部分についても、外から見ても、中がどういうふうになっているのかなという心配もありますし、もし中で倒れている方がいたときに、外から見ても全然わかりませんし、そういう点では、やはり外からも見やすく、それと中でゲートボールをやっている皆さんが本当に快適にやっていけるように、やはり囲いの部分でもきちんと直していただきたいと思うんですけれども、その辺の計画がどのようにやっていくのか、再度答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） まず再質問の1点目の桃源荘、特に大広間の関係の段差の解消ということですが、先ほども申し上げましたが、総合事業、一応4月から始める予定ですが、当面人数の関係で日数をふやしていくと、しばらくは足りるのではないかという見込みでおります。それで、人数がかなりまたふえてきますと、当然大広間のほうも活用しながら総合事業の展開になっていくのかなというふうに見ておりますと、そのような状況になりますと、やはり大広間のほうの改修も、これはやっぱり抜本的にやらなければならない、かなり大がかりな改修になると思いますので、議員おっしゃるように、つけ焼き刃な改修ということではなくて、抜本的にその段差解消なり、あるいは畳をやめて、おっしゃるようにカーペットですとか、そういった使い方も含めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

それから、ゲートボール場につきましては、ことしの夏ごろですか、ゲートボール協会、それから老人クラブ連合会等々から要望がありまして、担当のほうと現地を確認しながら、いろいろな要望もお聞きをしております。そんな中で、まず手をつけていただきたいのはでこぼこの解消だということですので、それをこの補正でお願いしまして、できる限り早くこちらのほうの解消を図りたいということをございまして、それも周辺、周りの、おっしゃるようにタキロンがいいのかなということも含めまして、こちらもかなりの費用も要しますので、どんなふうやっていったらいいのかということをお話をあわせてまたお話を聞きながら

対応はしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま大広間の段差解消については、かなりの大がかりな工事になってしまうということで、もう少し計画を考えていきたいということなんですけれども、これについても先ほど申し上げましたように、今、公共事業を段階的に改修していくという中で、桃源荘の改修ということに関しては、どのくらいの期間でやっていただけるのか、その辺のところを再度。

それと先ほど、トイレについてはいきいきサロンのほうのトイレを使っていれば段差解消にもなっていますしというようなお話でしたけれども、いきいきサロンの南側のほうにあるトイレについては、男性の方の場合は、やはり北側にあるあそこのトイレを使っていられるんですね。そうすると、そこから大丈夫かなという、協力員が見たりとか、ちょっと心がけをしなければならぬような状態もあるので、できれば多目的トイレもあるんですけれども、大広間の横にあるトイレも段差解消というのを早急にやっていただきたい内容なんですよね。

それと、ゲートボール場についても、やはり老人クラブ連合会の方々のご意見をよく聞きながら、老人会の皆さんと一緒に、これはこういうふうにやってほしいということについて、きちんと対応していただきたいと思うんですけれども、その辺のところでも再度ご答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） まず、桃源荘のトイレの関係なんですけれども、通常のトイレの隣に、先ほど申し上げましたが、多目的のトイレもございます。こちらは男性、女性、どなたも使ってもらって結構なんですけれども、当面まだそちらが使っただけというふうに考えております。トイレの改修自体もかなり、それだけすぐに改修できるかという、やはり和室の改修とかその辺と一緒にのほうがよりいいものができてくるのかなという感じで思っております。それから、全体的には、必要に応じて浴室ですとかそういったものも改めて設置をしなければならぬのかなというようなことも考えておりますので、そういったこと、早目にというお話というか、ご要望なんですけれども、含めまして、できる限りの中でまた計画的にやっていきたいというふうに思います。

それから、ゲートボール場につきましては、先ほど申し上げましたように、うちのほうの担当のほうも老人会の皆さん方とお話し合いをして、要望をお聞きしながら、これもやはり

外壁から全部やり直すとかということになりますと、それなりの費用かなりかかりますので、優先順位みたいなものを決めさせていただいて、どんなものから手をつけていけるのか、計画づくりをまたしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めの福祉灯油、暖房費への補助の実施について質問します。

年金で暮らしている方々から、ことしも暖房費の補助はいつごろいただけるのかという声をかけられています。11月の余りの早い雪降り、この冬の寒さが思いやられると話されます。ある高齢の女性は、2カ月分の年金が入ったときに病院と薬局に行く、その残りで2カ月間の生活を考えて暮らしているが、最後におかずを買うお金がなくなり、みそむすびだけで過ごしたとの話を伺い、涙がとまらなくなったときもあります。ある方は、息子さんを亡くされ、1人で将来どうなるか、私は誰に助けを求めればいいのかとの話もされます。私は、そういうときは小布施町に助けを求めるんだよと話します。住民の暮らしを守ることはそういうことだと考えています。小布施町がやはり住民の皆さんの生活をしっかりと支えていくということが、私は地方自治の一番の仕事だと考えておりますので、そのように言われたときには答えています。

消費税が8%になり、景気回復どころか、人々の暮らし向きは大変になっております。年金支給額も減らされています。ことしも福祉灯油、暖房費への補助を求めますが、答弁をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 2点目の福祉灯油の補助の関係でございますけれども、灯油購入費の一部助成につきましては、昨年度、石油価格変動による経済的負担を軽減するため、国の経済対策予算であります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しまして、低所得者世帯を対象に、灯油購入助成金の交付を実施をしたところでございます。

対象世帯は平成27年1月1日現在で住民登録があり、平成27年度住民税非課税世帯であり、10月1日現在引き続き町内に住む70歳以上のみで構成されております世帯、それから18歳未満のお子さんがあるひとり親世帯、身体障害者手帳1級または2級を所持している人がいる世帯、養育手帳や精神保健福祉手帳を所持している人がいる世帯、あるいは要介護4以上の認定を受けている人がいる世帯、国・県の難病指定を受けている人がいる世帯を対象に交付をしております。1世帯当たり5,000円の助成券を274世帯に交付をいたしました。

今年度につきましては、平成26年4月からの消費税税率引き上げによる負担を緩和するた

めに、昨年に引き続き臨時福祉給付金の支給と、それから賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者を支援するため、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の支給をされているというような状況でございます。そういった中で町単独での事業実施は、今のところ考えてはおりません。もし今後活用できる交付金等がありましたら、実施に向けて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいま昨年は国のほうから地域住民等緊急支援交付金を活用して行ったということで、274世帯150万円ぐらいでしたね。

私は、年金の方たちには冬期の手当とか、それから夏期手当とか、そういうものがないんですよね。ただ1年間同じ金額で7万5,000円から8万円ぐらいの金額でやっている女性の方たちが多いんですよね。そういう方たちは本当に切り詰めて切り詰めて大変な、先ほどおかずがなくなってみそだけで食べていったとか、そういうことがあります。そういう方たちに一番の生活を守っていかねばならない地方自治体が、私はそういう方たちへの生活補助というのをやっていくべきだというふうに思います。国がやらないから、いや、うちはお金がないからできないのではなくて、そういうところでどうやったらお金を捻出できるのか、予算を捻出できるのかと考えるのが、私は町行政の仕事だというふうに思っています。

そういう点で、補助を求めている皆さんに対してできるのかどうか。全然考えられないのかどうか、その辺でまずお答え願いたいと思います。

それに町長をお願いします。ぜひ町長はそういう点では、本当に皆さんの苦しむのがわかる気持ちを持っていらっしゃると思うので、本当にそういう苦しんで生活している人たち、自分が本当一人っきりになって、最後は誰に助けを求めるのかと言われたときに、いや、役場に言ってきてくださいよ言えるような体制を私はつくっていただきたく思うんですけれども、その辺のところでもどのように考えているのかお答えください。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問にお答えいたします。

特に灯油につきましては、先ほど申しましたが、昨年度かなり金額が上昇しておりました。実際に11月現在の比較なんですけれども、前年対比75%程度の価格で下がってきておるのが現状です。ただ、最近、円安等々の中でまたちょっと上がり基調であるということですが、少なくとも前年と比較すると、かなり低価格になってきている現状がございます。

それから、先ほど申し上げました消費税アップに伴います臨時福祉給付金でございますが、

これは平成26年度から27年度、28年度と交付をしてきておまして、こちらは対象者がおよそ一千四、五百人いらっしゃるんですけども、今までの交付額の累計で6,100万円ほど交付しております。これはあくまでも臨時的な措置でございますけれども、29年度においても引き続き31年9月分までの消費税影響分というようなことで、見込みですが、2,200万円ほどの交付予定でございます。

そういった中で、さらに上乗せしていろいろと交付ができればいいんですけども、やはり状況等を勘案する中では、また国の制度等の中で新しい交付金等々が活用できればというふうに考えております。

それからなお、全体的に最後困ったら町へということで、町とすればそういったことに対してしっかりと受けとめていきたいというふうに考えておりますので、ぜひまたそういう状況であれば、個別にご相談をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 小林議員の再度の質問にお答えを申し上げます。

今、基本的に八代課長の最後の答えのとおりだと思うんですが、ずっとご意見をいただいている中で、地方行政のあり方というか、その必要性という問題なんですけれども、大切さという問題なんですけれども、行政というのは、最大多数の最大幸福を求めるといような意味においては、条例であるとか制度であるとか、そういうことが不可欠ではあります。じゃ、それでお一人お一人の生活が守れるかということになると、必ずしもそうではないというふうに私も思っております。

まずは、今、八代課長がお答え申し上げたように、相談の窓口をしっかりと大きくあけるといこと、そしてそうした中で個別対応というものが本当に考えられないかということを実剣に考えていく。これには議員の皆さんのご協力も必要だと思います。そういうことを議員の皆さんともしっかりご相談をしていきながら、今後、経済状態がそんなによくなるというふうには考えられませんので、本当に年金だけでお暮らしの方、あるいは本当に困られた方に対しての対応がきちんとできるようなことを今後考えていきたいというふうに思っております。ぜひお力を逆にかしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3項目のエンゼルランドセンターの利用方法の改善について質問します。

地域子育て支援施設、エンゼルランドセンターは、2015年5月に改築、リニューアルオープンし、町の内外から大勢の親子に利用されているとの話を伺います。近隣にはない施設ですので、大変喜ばれています。子育て中の家族にとっては、子育ての相談や交流の場所として大事な施設となっているのは大変喜ばしいことです。

この小布施のエンゼルランドセンターが開設された当初に結婚して町外に住んだ娘さんが、子育ての助けを実家の両親に頼み、そのご両親から町外の孫なのだけれども、公園で遊ばせることができないときなど、エンゼルランドセンターを利用できないでしょうかとの相談があり、受け入れていただいたこともありました。

改築された今、大勢の利用があり、インターネット上でも小布施の支援施設がすごいという見出しでブログで投稿され、ママさんの間でブームになっている、化粧室はデパートかというくらいきれいとおつづられています。こうしたことがあつてか、町内のママさんからは、利用したいと思って毎日行っているが、いっぱい利用できない日が多い、何とかありませんかとの声もあります。

利用したい町内外の親子、皆さんが利用できるように工夫と対策が求められていると考えます。

1、利用の実態はどうか、ご答弁ください。

2番目として、利用したい親子ができるだけ多く利用できる交流し合えるように、どのような工夫と対策を考えているかご答弁ください。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 3番目のご質問にお答えを申し上げます。

利用実態ですけれども、ご指摘のとおり、昨年5月に建てかえによる新しいエンゼルランドセンターが開所しまして、多くの親子の皆さんにご利用をいただいております。利用実態につきましては、ことしの4月から10月までの延べ利用者数は1万4,929人で、おおむねこれは一日平均にしますと70人ぐらいになります。このうち、町内の方が5,501人、月平均で785人、町外からの方が9,428人、月平均にしますと1,346人になりますが、町外からの利用者のうち、実家があるなど、町に縁のある方の利用はおおむね1割から2割程度というふうに考えております。

平日、土・日・祝日の利用実態を申し上げますと、平日の利用は一日平均72人、土・日・祝日利用は一日平均64人であります。土・日・祝日は町外利用者が町内利用者と比べて多く、他市町村の子育て支援センターが休日となっているため、町外利用者が多い理由というふうに考えております。利用者数が多くなる夏のプールの時期は大変込み合っております。7月、8月の一日の平均利用者は数は85人であります。プール遊びは親子が15組程度で30分で交代をしていただいで使用していただくように、譲り合って利用をお願いをしておるところであります。

2番目のみんなが利用できる工夫と対策ということですが、町内の人が利用できないことがあるという声につきましては、昨年度の開所以来、これは現場においてですが、そのような声は直接聞いてはおりません。ご意見をいただいたこともございません。平成27年度のエンゼルランドセンター事業につきましては、アンケートにもそうした苦情がございません。また、施設におしゃべりボックスという意見を入れていただく箱もあるんですが、それらについても、そういった意見は聞いておりません。

混雑して入りにくいということを考えれば、一日の中で利用者が午前10時半から午後1時半のころが非常に多く、この約3時間なんですけれども、このほかの時間帯は利用しにくい人数ということはないというふうに考えられます。混雑時につきましては、スタッフが回って、譲り合って利用していただくよう声かけをさせていただいております。

また、この混雑とは別に、町外利用者がおもちゃ等を片づけない、あるいはルールを守らないという声、これは以前の施設のときに特に多かったわけですが、これは町外者に限ったことではなく、町内の方にも言えておまして、その都度スタッフにより注意を申し上げます。

現施設におきましては、ワンフロアに新しい施設がなったため、スタッフの目もよく行き届きまして、利用者に声をかけながら、お互いに気持ちよく利用できるよう心がけております。

今後の対策につきましても、先月14日にはエンゼルランド事業の中間報告運営委員会を開催しまして、本年度の利用状況等について検討等を行いました。この中でも昨年度との比較や利用者の意見、要望、それから今申し上げましたおしゃべりボックスのご意見など中心に検討、協議をさせていただきました。また、その中では現在、利用者の皆さんを対象にしたアンケート調査も実施していこうということで現在、アンケートの内容等を教育委員会のほうと現場のほうで練っておるところで、近々実施をしたいふうに考えております。また、広

く意見を聴取してまいりたいというふうに考えております。

こうした実態調査やご意見に基づきまして、今後も安全で伸び伸びと利用できる施設づくりや運営の改善に向けて取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） エンゼルランドセンターにつきましては、本当に何度か利用しているところへ伺いまして見せてもらっているんですけども、一番利用者の人数が多いのが7月、8月、9月、ことしは9月がすごい多かったということで、9月というのは普通ならば残暑と言われているんですけども、ことしは雨降りが多かったということで、そういう点では9月が結構、一日のうちでも多くの方がいらっしゃったというのと、7月、8月はどうしてもプールを利用される方が多いということで、それでお母さんの中には、10時過ぎて行くと物すごい込んでいて、プールに入ることもできないって、それが嫌だから、朝少し早目に行って、誰もいないところで入ってくるというようなお母さん、だから、お母さん方も自分たちで利用方法を考えていって、ことしはそういうふうに少し変わってきているというようなお話も伺っています。

そういう点では、きのうも伺ったんですけども、子どもたちが本当に安心して遊んでいたりという点では、いい施設だなと思ひまして、また、お母さん同士で保育園いつから入れるとか、幼稚園いつから入れるとかって、どこに入れるとか、そういうような情報交流などもしていたりして、とても私としては、子育て支援にはいい施設というふうに思っています。

近隣では、長野市の場合ほとんどないところにあたり、須坂の場合は児童センターの中にあたりとか、中野でもそうですよね。小布施のように、これだけしっかりとエンゼルランドセンター独自のものができているというのは小布施だけで、すばらしい施設だなというふうに思っています。これが本当に有効的に使われているということで、長野から来ているお母さんでも、こんなに住みよいいところなんだから、小布施に住みたいねという声も上がっているという。それで、小布施で空き地とか空き家とかないかなというような声もその職員には声がかかるというようなお話も伺って、本当に町に来ていただけるいい窓口になっているのではないかなという点で、もう少し町とすれば、エンゼルランドセンターの利用者への点でサービスがあってもいいかなと、そういう町の情報を流していくサービスがあってもいいかなというふうには考えました。

それと、きょうはエンゼルランドセンターで2歳児の親子クッキーづくりをやっているん

ですけれども、そこに下の子どもさんがいる場合には、その下の子どもさんはエンゼルランドセンターでしっかりと見てくださる。それで、2歳児とお母さんはクッキーづくりをするというような、そういうような配慮をしながらやっているということは、私は子育て中の親にとっては、とってうれしいことだと思うし、それは小布施の中であまり知られていないかもしれないけれども、長野から来た人とか、それと須坂から来た人にとっては、物すごい、小布施ってすごいよねというような、先ほどもインターネット上で流れるくらいに出ているのに、もう少し小布施の町の住民に対して知らせる方法というのがあってもいいのではないかというふうに思います。クッキングをやるときに、2歳児はお母さんと一緒にやるけれども、その下の子とか一緒についてきた3歳の子は別にエンゼルランドセンターで見えますよというような、そういう発信というのをもう少し小布施町民に対してもやることによって、町民がエンゼルランドセンターでどういうことをされているのかというのをわかって、もっと活用するという方法が考えられると思うんですけれども、そういう方法での、それと、土曜日に大変人数が多いというのは、幼稚園に行っている子どもさんたちの3歳から5歳までの子どもさんもエンゼルランドセンターに来ていいですよということで多くなっているというような、そういう点でのすぐれている点で、もう少し町内向けの宣伝というのは、私はあったほうがいいのではないかな。それがあまり知られていないから、外から来た人たちのほうがよさというのがうんとわかってきているという点では、私はもう少し、宣伝不足ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のところではどのように考えているかお願いします。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再質問にお答えしますが、いろいろご指摘をいただきましてありがとうございます。発信力が少し弱いのではないかということに関しましては、エンゼルでは一応、町の町報、それから自分たちで手づくりのお便り等でお母さん方を通して呼びかけをさせていただいておるんですけれども、全般的にまだ未登録のご家庭もいらっしゃいますし、そういったものを発掘といいますか、呼びかけてまいりたいということでは、さらに力を入れてまいりたいというふうに考えます。

それから、エンゼルの情報全体をもう少し定期的にお知らせ、一般の方にもお知らせする方法も今後とっていききたいなというふうに、検討会の中では意見が出ておるところです。

それから、その協議会の中でも議論されておりますけれども、大勢の皆さんがお見えになりますので、小布施町の農産物とか、そういったものもご紹介もしたりできるのではないか

というような声もお聞きをしております、そういった面での工夫や今以上の活用というものも考えていきたいなというふうに思います。

それから、混雑に関しましては、どうしても混むときは実際あるわけですが、場所とか今議員がおっしゃられた時間帯のそういったシェアということで、まだまだ対応できるなというふうに考えておりますが、反面、大勢の人が来るところがいいと、そこで多くの皆さんと交流できるという面もあるということで、要はお母さん方の自由な時間にあの場所へ来て、ゆったりと過ごしていただいて、自分の日ごろのストレスを解消していただくということが大切だなということで、あまりそういった誘導といいますか、そういったものをせずにお使いをいただくのが一番いいのではないかとといった意見も根強くありますので、また利用者の声を反映しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（大島孝司君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悦 子 君

○議長（大島孝司君） 続いて、12番、関悦子議員。

〔12番 関悦子君登壇〕

○12番（関悦子君） それでは、交通事故防止への取り組みについて質問をさせていただきます。

登校時に車追突し横転、小1死亡、7人重軽傷、また、児童の列にトラック突っ込む、4人けがと、10月末から続けて集団登校の通学列に車が突っ込み小学生が死亡、けがを迫った大きな交通事故が報道され、大変大きな衝撃を受けました。10月28日には横浜市で87歳が運転する軽トラックが、また、11月2日には千葉県で19歳の少年が運転する2トントラックがそれぞれ歩道側を集団登校していた小学生の列に突っ込み、横浜では小学1年生が死亡、7人が重軽傷を、千葉では4人がけがを負う大変痛ましい事故でした。

通学路における集団登校の列に車が突っ込んだ主な事故を調べてみますと、ことしの1月から11月までに全国で9件の事故が発生しています。2名が死亡、3名が重傷、32名がけがを負いました。

学校、行政、地域、保護者などが子どもたちの安全を第一に通学路を検討し、集団登校を

実施している中でこのような事故が続いていることに深く心が痛み、その原因を追及し、事故防止を図らなければならないと、大変強く思いました。しかし、事故の加害者が無免許、少年、高齢者、認知症であり、また、事故原因が無意識、睡眠不足、覚せい剤などであったということを知ると、これからの事故防止をどのようにすればいいのか、不安が増すばかりです。

さて、町では平成27年3月、小布施町通学路安全プログラムを策定し、通学路の安全確保に関する取り組みの方針を決定しました。登下校中の児童らに危険が生じる可能性が高い箇所を対策箇所と位置づけ、重点的な安全対策を実施していくためプログラムを策定し、事業に取り組むため、町通学路安全協議会を組織しています。

大切な子どもたちを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められており、今後の取り組みに期待をするものです。

それでは、お聞きします。

最初に、町通学路安全協議会では、昨年の7月に小学校基本通学路上での危険箇所点検後に危険箇所の報告を受け、その対策を検討し、実施していくとしていますが、その進捗状況についてお伺いします。

次に、本年度予算、交通安全施設設置費として499万円余りの予算が計上されていますが、その内容とその進捗状況についてお聞きします。また、道路区画線の白線が薄れて見えにくい場所がありますが、その対応についてお聞きします。

次に、生活灯の設置についてお聞きをします。

生活灯の設置は毎年度、計画的に実施されていると思いますが、今後の計画について伺います。また、部活など帰宅が遅くなり、真っ暗な中帰宅する際の事故などが心配されますが、ルート安全点検、生徒への安全指導について、どのように行われているのかお聞きします。

最後にお聞きします。

登下校時の様子を見ていますと、道路の右側と左側をそれぞれ歩く児童、そういう生徒を大変よく見かけます。下校時というものは大変心が弾んで、家に帰れるという気持ちになるんだろというふうには思いますが、車両も多く行き交い、不安に思うことが大変あります。特に下校時、友達とふざけ合ったり走ったり、横に広がり話しながら歩いています。事故につながらないような指導が必要と思いますが、お考えをお聞きします。

以上よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 閣議員の交通事故防止への取り組みの強化についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、登下校時の児童を巻き込んだ痛ましい事故が発生しております。先ほど議員からお話がありましたように、記憶に新しいところでは、10月28日に横浜市で起きた通学途中での小学生の死亡事故、また、11月30日には福井県坂井市で集団登校の列に車が突っ込み、2人がけがをする事故が起きています。

町ではこのような事故が起きないように、年4回の交通安全運動のほか、町交通安全協会の皆様のご協力をいただき、毎月、5のつく日に街頭指導を実施するとともに、学校等での交通安全教室、また高齢者を対象としての交通安全教室や交通安全施設整備などに取り組んできているところでございます。

ご質問の中にありました小布施町通学路交通安全プログラムもその一つで、昨年3月に策定をしました。このプログラムの目的は、児童が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図るため、学校、教育関係者、道路管理者、須坂警察署により、通学路安全協議会を設置し、実現に向け活動をしていくものです。

まず、1点目の昨年度の危険箇所点検を受けての対策の進捗状況についてお答えを申し上げます。

昨年度、協議会は5月と10月を2回開催しています。10月開催の協議会では、先ほど議員よりお話のありました7月に小・中学校のPTAが合同で実施しました町内危険箇所点検で通学路の危険箇所として報告をいただきました17カ所について現地確認をし、そのうちの13カ所について対策が必要との結論となりました。対策の内容につきましては、路側帯等のカラー舗装、路面表示、破損箇所の修繕等のハード事業や施設改良要望などのソフト事業となっております。これらの対策事業につきましては、平成28年度、本年度から計画的に進めてきているところでございます。

なお、通学路の路側帯のカラー舗装につきましては、この計画、プログラムを策定する以前の昨年度以前からも大島、横町地区などで実施をしてきているところでございます。

2点目の本年度の事業の進捗状況と薄れた道路区画線に対する対応についてでございます。

本年度の交通安全施設整備費は、質問の中にありましたように、499万円を計上をしております。11月末までに約8割、400万円ほどの事業を実施しています。事業内容につきましては、通学路交通安全プログラムで要対策箇所として確認をしました矢島地区路側帯のカラー

一舗装、昨年度に引き続き大島地区路側帯のカラー舗装、カーブミラーの修繕等を実施しております。また、矢島地区につきましては、通学路での自動車安全走行を促す看板の設置もしております。

薄れた道路区画線の対応につきましては、現地確認をし、予算の範囲内で順次対応をしてくているところでございます。なお、薄れた横断歩道につきましては、警察にお願いをし、引き直し等の実施をしていただいております。

次に、3点目、4点目の下校時の安全対策や指導についてでございます。

生活灯は皆さんの夜間の歩行等の安全確保を目的に、町内生活道路に設置を進めており、現在、1,200基ほどの設置がされております。生活灯の設置場所につきましては、各自治会から要望のありました箇所へ設置をしており、管理は自治会にお願いをしております。生活灯の設置要望につきましては、毎年、年度当初に自治会長会議等で説明をさせていただき、年間を通して要望箇所への設置を進めてきております。

しかし、全ての道路に生活灯を設置することは難しいと思われます。照明灯のない道路での夜間の交通事故を防ぐためには、まずは反射材等を身につけ、ドライバーに存在を意識させることが大切だと思われます。中学校でも指導をしていただいているところですが、一層の指導に心がけてまいります。

小学校児童の下校時の安全指導につきましては、町交通安全協会で例年春に交通安全教室を実施し、登下校時の注意点やマナーについて実技を交えて指導をしております。学校におきましても、逐次そのような指導をしているところですが、目の行き届かない場所等もございます。登校時には見守り隊の方などが交差点にいて注意などをいただいておりますが、下校時にはおりません。

大切なお子さんたちを交通事故から守る面からも、地域の皆様には、危険だと気づいた際には注意や指導をしていただければと思います。また、本日、傍聴に来られております小学生の皆さんも、お友達が危ないような状況を見ましたら、注意をしていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 関 悦子議員。

○12番（関 悦子君） ただいま答弁いただきました中で再質問させていただきたいと思っております。

まず、危険箇所点検を受けて、その対策を実施しているというようなことでございます。

17カ所の現地確認をして、そのうちの13カ所について対応が必要という結論になったということで、28年度ですね、今年度から順次それを行っていつているということでございますけれども、この13カ所について、13カ所ぐらいの何カ所ぐらいを対応できているのかということについてお聞きします。

それから2番目に、499万円のうちの400万円ほどを使用して11月までに8割方を計画どおりにやっているという中で、このカラー舗装、カーブミラーの修繕ということでございますが、カラー舗装は何カ所行ったのか。それで、この計画どおりカラー舗装については全て終了したのかという点についてお伺いいたします。

それで結構でございます。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の13カ所の改善箇所のうち、何カ所の対応ができているかということでございます。現在のところ、そのうちの5カ所につきまして、全てが対応できたということでもございませんが、着手をしている箇所は5カ所着手をしてございます。

カラー舗装等につきましては、全ての路線をやるためには数年かかる場所等もございますので、着手箇所5カ所ということでございます。カラー舗装の箇所は何カ所かというご質問でございますが、本年度につきましては、大島、矢島の2カ所を実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 関悦子議員。

○12番（関悦子君） ただいま受けました件で、5カ所について着手しているということでございます。全国的な統計を見ますと、非常に交通事故というか、多いのが6月というふうに聞いております。特に小学校に入ったばかりの子どもたち、4月、5月というよりは、6月というのが事故が多いというデータが出ているんですけども、そういうことに関しましても、あっという間に月日がたっていきますし、ことしは4分の3が終わりました。来年の6月までには完全に全てができていうためには、今年度の予算につけていらっしゃるんだろうと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、その点についてと、それから、通学路そのものというのは、生活の道路の一部であります。生活の道路そのものがよくなければ、もちろん通学路もよくないわけでありまして、これからの社会そのものを考えますと、高齢者が非常に多くなる、高齢者が多くなるということは、障がい者の方も多

くなるということです。そういう方たちにとって、道路全体を考えなければ、町の交通事故というのはなくならないだろうし、安心して通路を歩くということができないというふうに思いますので、今回は子どもたちのコース安全を守るための通学路に限って質問しておりますけれども、やっぱり町全体、これからの状況を考えますと、全般についてもっと考えていかなければいけないというふうに思いますけれども、その観点からについても、今後どうするかについてお聞きしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

先ほど13カ所のうち5カ所につきまして既に整備を進めているというお答えをさせていただきました。残りの箇所等につきましては、国道403号の歩道整備等、県事業でお願いしている部分等もございます。そういう部分につきましては、どうしても相手方がある話ですので、早急にはできない部分がございます。その他の部分につきましては、現地を確認する中で、何らかの対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、今回は通学路につきましてご質問をいただいているわけなんですけど、全体のこれからの町道の安全確保という面でご質問をいただいております。この面につきましても、傷んだ箇所等の点検、整備等を実施するとともに、カーブミラー等、視覚の悪い場所の整備等も順次進めているところでございます。この部分につきましても、計画的に整備を進めていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後そのように対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（大島孝司君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） 通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

ちょっと腰にけがをしまして、立ったまま再質問させていただきますが、よろしくをお願いします。

それでは、1つ目なんですけど、町民の生活を妨げない適切な除雪をとということで質問させ

ていただきます。

小布施駅から皇大神社へ続く道路の膨らみに雪山をつくるのは、小布施の玄関口として景観上好ましくなく、また、車の交通量と通勤・通学で電車を利用される皆さんも多いことから、安全性からも大変危険であります。駅前周辺のロータリー、横断歩道であつたりとかあのあたりのところなんです、膨らんでいるところに非常に雪をたくさん置いていったままにしてしまった除雪を今しているということを申し上げております。一部の住民の方からは、駅の周辺に雪が積もっていないことが理想だとのことご意見までいただいております。

前回の冬のように、駅前や小布施の小学校周辺に雪の山をつくることのない除雪体制を徹底していただきたいと考えます。これについては、ちょうど小学校の周辺になんですけども、すごい大きい雪山ができてしまうということを3月にもお話ししたんですが、これと駅周辺のことについて申し上げます。

そういった形で、3月にも駅前の景観と安全性に関して、小布施駅前周辺の道路に雪が山盛りのなっていることについて、住民の方から安全と景観の両面から苦情をいただいているという趣旨で一般質問を行いました。その後も同様に何回も同じようなことを伺っております。そのときの答弁では、ご指摘のとおり危険性を含んでいる、道路管理者である長野県須坂建設事務所に状況を見る中で排雪をお願いしていきたいとありましたが、その後どんな形になっているのかお尋ねいたします。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小西議員の町民の生活を妨げない適切な除雪についての質問にお答え申し上げます。

除雪対策につきましては、冬期期間の通勤・通学時の安全を図るため、例年12月から翌年3月まで実施をしております。除雪をする目安としまして、10センチを超えた積雪があった場合に実施をしております。昨年度は1月に2回実施をしております。本年3月会議で議員より、景観面、安全面を踏まえ、駅前地区の除雪について質問をいただき、除雪による雪山について、ご指摘のとおり危険性を含んでいる、道路管理者である長野県須坂建設事務所に状況を見る中で排雪をお願いしていきたいとお答えをしています。

その後の対応はとのご質問ですが、その後、道路管理者である長野県須坂建設事務所に排雪をお願いをしております。最近では10月と11月に開催された除雪関係の会議の際に排雪をお願いをしております。須坂建設事務所からは、状況に応じて対応を検討すると回答をいた

だいております。

なお、例年は安市前に町から須坂建設事務所へお話をし、駅前の排雪をしてもらっています。本年は1月20日の大雪の後に排雪作業を実施をしていただいております。

今後も降雪の状況に応じて排雪のお願いをしてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） ただいま排雪をお願いしているという趣旨で回答をいただいたわけですが、もちろん当然排雪はお願いするわけなんですけど、先ほどお話ししたように、駅前であったりとか、あるいは小学校の周辺というのは、生活者の方がいろいろ動くことが多いわけですね。つまり車だけでなく人が動く場所なので、例えばなんですけれども、横断歩道の周辺にすごく雪が積もっていたりということが、ことしもあったわけなんです。そういったところを非常に細やかに除雪のほうを検討していただく必要がありまして、大きい車道のみ、要するに車道と歩道が分かれていないような道路ばかりなので、そのあたりをしっかりと歩く方の安全を確保できることを優先して細かくやっていただく必要があると思います。

国道であったりというのは、やはり分かれているところが多いと思うので、車道、車のための排雪ということを中心に考えていらっしゃるんだと思うんですが、もう少しそういった今、小学校であったりとか駅周辺、もちろん小布施の中にはほかにもあると思うんですが、そういったところについては、もっと細かい生活者、あるいは歩行者の目線から安全性のある除雪をしていただきたいなということで検討していただきたいんですが、そのあたりはしっかりとお願いしていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 生活者の目線に立った歩行者のための除雪の徹底をという趣旨だと思われま。駅前の県道村山小布施停車場線につきましては、県の除雪の体制の中で、歩道の部分につきましても、小型の除雪機で除雪をしていただくようになっております。また、町のほうでも通学路の関係につきましては、小型車で除雪等を行っております。そういう中では、歩行者の視点に立った除雪は実施をしているかと思っております。

ただ1点、議員から質問の中に、積み上げた山が横断歩道等のそばにあって危険ではないかという点等もございまして、その辺につきましては、十分建設事務所のほうに話をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） きょうは小学校の皆さんもいらっしゃっているわけです。この児童の皆さんも、きっとお伺いすれば、実際に雪の降っている日だったりとか除雪後の危険な道路というのはあったということをお願いいただけたらと思うんですね。小学校の皆さんにもやはり日々、通学していただくことによって、その危険性がないことが一番よいことなので、そのあたりもう少し、当然除雪のお願いということで指摘していただいているとは思いますが、完全にそういったところを徹底していただくということで答弁していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 実際に利用されているお子さん方の声を聞いて反映させた対応をとる内容かと思えます。この関係につきましては、先ほど閣議員の質問にありました通学路の関係とも関連してきますので、協議会等、関係者に話を聞く中で、本当に冬期間、除雪等で危険な箇所等を把握する中で、県のほうにも協議会の委員になっておりますので、話をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 続きまして、2点目、フラワーセンター改修後についてということで質問させていただきます。

小布施町は定住促進と関連させて、新規就農者の支援に力を入れています。若者にとって、農業が魅力ある産業となるよう努めております。中でも、新規就農者対策は喫緊の課題として取り組み、一定の成果を得ています。町の強みを前面に出し、他産地に打ち勝つ農業施策を展開することが必要です。

5月に飯綱町は町の産業振興や相互の人材交流につなげるため、視察団をフランスへ派遣して、農産業や観光業を視察しました。ノルマンディー地方やブルターニュ地方を訪問し、リンゴやブドウ、そばなどの農園のほか、リンゴを使ったブランデーの蒸留施設やワイナリーなどを視察したとのことでした。

小布施町も農業立町であり、このような事例を参考にするまでもなく、農業振興のために力を入れていくものと捉えております。このあたりは今まで何度か質問してきた農業の振興についてということで、同じようなことを申し上げているわけですが、現在、小布施町では就農体験などを通じて、新規就農者の獲得を目指しております。その中で、フラワーセンターの施設の一部を改修して、滞在型の就農体験を行うように検討されていたと思いますが、

その後どのような展開になっているのか、現状の活用実態や成果を説明していただきたいと
思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） それでは、フラワーセンターの改修後の活用という部分につ
きましてお答えさせていただきます。

施設の用途変更を伴います改修につきましては、ただいまご質問いただきましたとおり、
当面は町農業が抱える課題である新規就農希望者を確保するためのその就農体験拠点施設と
して、既存の施設にその用途を付加して改修を行ったものでございます。実際の改修につい
ては、今年度事業として行っております。これは、対象施設であるフラワーセンターにおき
ます花苗生産量、これが設置当初目標としました年間100万ポット生産ということであった
んですが、現在では年間250万ポットということで、非常に施設そのものの稼働のほうは向
上しておるといえることが言えます。しかし、果樹生産同様に、花苗生産に係る後継者の育成、
これが現状、なかなか育っていないという状況にありまして、今後その新規就農というところ
を見据えた中で、果樹生産及び花苗生産に意欲ある方の育成というものにもぜひ育成をさ
せていただきたいということで、このフラワーセンターの改修に着手したところでござい
ます。

改修内容に関しましては、一定期間の研修に最低限必要の改修としまして、これまで機能
がなかったわけなんですけど、浴槽施設、これをつけさせていただきました。実際に稼働とい
うことでございますけれども、現在町ではこの新規就農希望者を対象としました研修拠点に
つきましては、現在水上、それから栗ガ丘にあります旧教員住宅、これを利用して行ってお
ります。水上に関しましては、一家での就農体験を計画しておる方がいらっしゃいまして、
この方への拠点化といったものを現在予定してございます。それから、栗ガ丘に2棟あるわ
けですけども、このうち1棟に関しては、来月中旬ぐらいからだと思っておりますが、2年間に
わたっての里親研修、こちらは果樹の方になるわけですけども、これが確定しておると。
それから、もう1棟につきましては、ことし、随時研修受け入れを行っているわけなんです
けれども、今月からまた2名の方がこちらを利用する予定となっております、実際にフラ
ワーセンター改修そのものも、この秋に終わったところでございますが、実際にはですから
こういったことで、1月以降の研修の受け入れ拠点としていきたいということで予定をして
ございます。

今、繰り返しになりますけれども、このフラワーセンターを拠点とすることで、果樹生産に加え、花卉栽培も見据えた就農希望者の育成といったものに当面の間は利用させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 果樹と花卉の後継者育成を基本とした農業の研修施設ということで、1月以降活用していただくということを答弁いただいたわけですが、ある程度税金を投入して改修したということもありますので、有効に活用していただきたいわけなんです、そのあたり、何かしら広がりのある活用の仕方等、何かしら検討されている内容というのはあるのでしょうか。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 施設の有効活用に向けた取り組みというご質問かと思いますが、まさにそのように活用はしたいというふうに思っております。ただ、なかなか新規就農の皆さんを迎え入れるという中において、その方が持つ町での就農への意欲といいますか、思い込みといいますか、やっぱりそういったものが一番大切になってくるんだろうなということで、これまで新規就農者対策といったものを進めてまいりました。具体的には、我々主要な都心のほうに出向いて、小布施町の農業の実態ということをご説明する中で、では小布施町で実際に就農に向けた研修を行ってみたいという方を受け入れるわけなんです、今後、このときに小布施町は果樹の町であるということに加えて、花卉生産もインフラが整っている町ですということをお知らせする中で、じゃ、果樹プラス花卉といったものに取り組んでみたいという方をお迎えしたいというふうに考えております。

ですので、これからまた主要な都市のほうで新規就農体験フェアといったものが開催されます。そういったところに出向きまして、町の農業の実態、こういったものをよくご理解いただいた上でお迎えをしたいということでございますので、取り組みとしてはただいま申し上げたように、うちのほうからPRといいますか、就農を行いたい方に花卉についてのご説明も十分に行わせていただいた上で、ご納得いただいた上でお迎えをしたいということになるかと思っております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 今ご答弁いただいた内容で、これからいろいろ広がりのある取り組み

事態はされていって、活用していくということで答弁いただいたわけなんですけど、1点、民間の方たちでちょっと心配されているだろうなというのが、小布施の中で何件か宿泊の施設というのがあるわけですね。そういった方たちと、小布施町の場合は、何戸か宿泊の施設を用意し始めているところなんですけど、こういうようなところがバッティングしてしまって、宿泊業者の皆さんのパイを奪ってしまうのではないかとというのが一つちょっと心配されるのかなというところがあります。内容的に通常、特定の方だけであればなんですけど、不特定の方に宿泊として泊まっていただくことがということは町の場合はないということだと思んですが、コンプライアンスの面からも、そういった目的外の利用でなく、どの施設についてもなんですけれども、一定の対象の方をした特定の、例えば事業なり企画なりというときに宿泊していただくということで小布施町としては取り組んでいるということでもよろしいでしょうか。今後についてというところで、やはり今、民泊等で割と国内での問題がいろいろ起きています中で、しっかりとしたコンプライアンスの遵守と、そういったトラブルがなく、しっかりとその法を遵守していただいた形での運用をしていただくということを一応確認しておいたほうがいいかと思ったんですが、そのあたりどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） 宿泊を伴うという部分について、旅館業法との兼ね合いかということかと思うんですけれども、当然それは行政が行う事業として遵守しなければならないことだということをご認識してございます。それで、あくまでも冒頭申し上げましたように、私ども行うこの研修につきましては、農業研修が目的でございますので、その農業研修の目的を持った方以外の受け入れといったものは行う予定はございません。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 町内に点在する宿泊施設等を、例えば管理人を用意して、その方がいることについて不特定の方に、例えば特定の方に随時開放するということではなく、特別な行事、宿泊のためというのではなくて、しっかりと目的を持った取り組みの中で泊まっていただくみたいな形で、要するに無料の宿泊所みたいなにならないかどうかということ行政のお持ちの宿泊施設について心配される面もきっと出てくるだろうと思ったので、そういった趣旨で質問をしているんですが、基本的には企画のある内容について宿泊していただくということでもよろしいでしょうかね。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） はい、そういうことで現在取り組んでおります。

○議長（大島孝司君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 関 谷 明 生 君

○議長（大島孝司君） 続いて、11番、関谷明生議員。

〔11番 関谷明生君登壇〕

○11番（関谷明生君） 12月会議一般質問を通告に基づき、逐次質問をさせていただきます。

1点目は、幼保・小・中教育で素読を進める考えはについて質問いたします。

勉強するために必要な力、つまり学習基礎力は、読む力、感じて考える力、そして調べる力とされています。勉強の80%は文字を読むこととされています。つまり国語力は幼児期からの親の豊かな語りかけと親子のコミュニケーションから始まり、幼児期の絵本の読み聞かせ、学齢期の素読、音読、暗唱練習や読書習慣などで国語力の基礎が培われます。素読とは、文章の意味を考えることなく、その文章を暗唱できるようになるまで音読することです。つまり文章を頭で理解するのではなく、何度も繰り返し読むことにより、体に覚え込ませることを目的としたものです。

素読の効果として、大変失礼なんですけど、通告の中で地頭を「次」というふうに掲げてございますが、「地」に訂正をお願いしたいと思います。

一般に、知識のたがではなくて、論理的な思考やコミュニケーション能力の地頭がよくなる、そして脳を活性化する、素読をしている子は情緒が安定している、また、素読をしている子は語彙の蓄積量が多いとされています。文章を目で見、耳で聞き、声に出すことによって体にしみ込ませた内容は、単に目で読んで覚えたものよりも深く心に刻まれます。

東京都世田谷区では平成19年度から区立小学校、中学校全校において、教科日本語を実施しています。小学校では週に1時間の授業を行い、短歌、俳句、古文、漢詩、論語、近代史などを音読したり朗唱したりする活動を通して、日本語の美しき響きやリズムを楽しむ学習を行っています。1年生から古典を教えると、子どもはどんどん吸収していったって、例えば小学校1年生の項目には俳句や短歌が出てくるそうです。一茶の句で「我と来て遊べや親のないスズメ」、「やせガエル負けるな一茶これにあり」、「スズメの子そこのけそこのけお馬

が通る」。1年生に漢字が読めるのかと思うかもしれませんが、これが読めるとのことです。結構難しい漢字が出てきますが、1年生がどんどん読んでしまう、しかも、俳句の内容を身近に感じるのか、子どもは非常におもしろがり、五・七・五の言葉の調子のよさもあって、たちまち暗記をしてしまうそうです。また、「春眠暁を覚えず」という孟浩然の漢詩、「雨にも負けず風にも負けず」の宮沢賢治の詩、山上憶良の短歌、さらに百人一首など、続々と出てきます。2年生になると、「子いわく、過ちて改めざる、これを過ちと言う」という論語が取り上げられているそうです。5年生では「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり」。これらの内容の理解は多分、子どもたちにとっては非常に大変なことだと思います。でも、音読させ、暗唱させる、日本語の響きのリズムの美しさを味わうことに主眼を置いているとのことです。

本町でも小布施町制60周年記念事業として、おぶせ・こどもお肴謡隊で素謡「鶴亀」、また子ども教室の皆様が地謡「羅生門」と「鞍馬天狗」を拝聴し、大変な感動と感銘を受けました。そして、ことし11月27日の第3回おぶせ能を鑑賞させていただき、能「猩々」を6年生の高野哲矢君が主役のシテ方で、総勢64人の子どもたちが地謡で掛け合う本格的な能を披露してくれました。難しく長い地謡を一糸乱れずの歌い上げに驚き、大きな拍手が贈られました。

東北大学の川島隆太加齢医学研究所所長は、黙読は文字を捉えて視覚で覚え、そこに書かれた意味を理解します、一方、それを声に出すのは、理解した文章の情報を音に変換する、口を動かす、息を出す、自分の声を耳で聞くといった二重、三重の機能が働くことになるので、それだけ脳活動は活発になると言っておられます。

素読によって脳が活性するのは、子どもだけではなく、お年寄りも同じだそうです。高齢になって脳機能や生活の質が低下する一番のその要因は、記憶の要領が小さくなることにあると言われていています。

認知症は薬を飲んでもよくはなりません。悪くなるスピードをおくらせるだけです。ところが、お年寄りも素読を続けると、劇的な変化が見られ、認知症の進行がとまるだけでなく、改善していくとのことでした。

素読は人を育てるとともに、精神文化を継承する上で重要な役割を果たしてきていると、明治大学の齋藤孝文学部教授も素読を推奨しています。

幸いにも、本町では、先ほども申し上げましたが、素読の最高峰である北信流という貴重な伝統文化、暗唱文化であるおぶせ能が佐野登先生のご指導、お力添えにより年々進化して

根づいてきていることは大変ありがたいことであり、さらに進展するよう、町も素読を進め、支援を図っていくべきと考えますが、そこでご見解をお聞きしたいと思います。

1点目は、おぶせ・こどもお肴謡隊、子ども教室、そして大人の皆さんが参加しているお肴謡の活動状況について、2点目は、幼保・小・中学校での素読実習内容の実態について、3番目は、これらのことを踏まえて、素読をさらに進めていく考え方はどうなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、きょうは朝からありがとうございます。傍聴もありがとうございます。

今、関谷議員のご質問の途中というか、最初に児童の皆さんがお帰りになってしまったので、ちょっと残念だなという感じがいたしました。ぜひお聞きいただきたい質問であったかと思えます。

それについてご答弁を申し上げます。

小布施町の伝統文化であります北信流お肴謡、これがなくなってしまうのではないかとという危機感から、その価値を再認識するために学び、調査研究をし、体験しながらお子さんや、あるいはお孫さんへ文化継承していくことを目指して、平成22年度よりおぶせ・こどもお肴謡隊が本格的に活動を開始いたしました。当初、五、六人でスタートしたわけですが、年々人数がふえ、現在は中学生から幼児まで16名で活動をしていただいております。

ご質問にもありましたとおり、宝生流能楽師シテ方、佐野登先生に、月1回の稽古をつけていただき、1回の稽古時間は1時間から1時間30分程度であります。謡と仕舞の修得を通じた人間力の形成を目的とするものでございます。稽古内容は、謡本は使用せず、ご質問にあったとおり、佐野先生の発する言葉や動きをよく聞いて、よく見て、それをまねることを繰り返しながら謡文句や仕舞の所作を修得していただいております。また、平成25年度からは子ども教室でも佐野先生の指導をいただいております。子ども教室では現在、54名の児童が先生の指導を受けさせていただいております。昔ながらの手作業による米づくりを通し、北信流の文化の根底にある感謝の気持ちと思いやりの心、日本人が大切にしてきた精神を培うことを目的とし、ご指導いただいております。農産物の豊作を祈り感謝するという発生した芸能、こういうことと謡と、能楽と全てまぜた形の中でやっていただいているわけであり

月1回、1時間から1時間半のご指導の中で、謡に触れる時間はごくわずかです。そのため、毎日5分から10分程度の時間ではありますが、子どもさんたちはみんなで素読を行っております。紙に書いてある文字を見て声に発し、その声を聞くということを繰り返して謡の文句を修得しているところでもあります。

大人の皆さんが所属するお肴謡隊ですが、こちらも1カ月に1度の稽古を行っております。当初10名程度の住民の皆さんから始まりましたが、現在は40名以上にふえ、ご活動をしていただいております。脳を初めとする神経系の成長は10歳までにほぼ90%完了してしまうというような説もありますが、繰り返し聞き、繰り返し声を発することにより、年配の方々も子どもたちに負けないほどの暗記ができていらっしゃいます。

こどもお肴謡隊、子ども教室、お肴謡隊、それぞれよく聞いて、繰り返しになりますけれども、よく見てまねる学びの基本姿勢を大切にしております。

きょうは、ことしでおぶせ能を3回挙行していただきましたけれども、実行委員長が傍聴にお見えですけれども、ありがとうございます。北信ではこの謡のみという言葉、お肴として伝わってきておったわけではありますが、そこに仕舞が加わり、ことしは次にお子さんが能の舞いをしていただけるというふうに発展をしております。将来はここに、例えば鼓であるとか小鼓であるとか笛、太鼓が加わるというような可能性も大変感じさせていて、これまで小布施にはなかった文化というものに発展していくことも大変楽しみに期待をしているところでございます。これが1番目の答弁でございます。

2番目、幼保・小・中学校での素読の実習ということですが、幼保では読み聞かせを中心にしています。文字の読み書きを習得する前の幼児でありますので、正しい言葉、きれいな日本語を読んでお聞かせをし、耳から聞き取る力を養っていただけるようなことをしております。保育士や保護者の方々、ボランティア団体による読み聞かせの機会をふやしておるところであります。保育の中でも、毎日必ず一、二回は読み聞かせの時間を設けさせていただいております。小学校では、各学年での家庭学習に音読を取り入れています。低学年では特に音読カードや音読ノートを活用し、音読の機会を多く設け、読書習慣を身につけていただいているところでもあります。中学校では、音読を取り入れた国語の授業展開をしております。特に詩の単位では朗読を行っております。言葉や表現を習得するという意味では、英語の授業でも音読を多用した授業展開をしております。

本来の素読は、文章の内容は二の次として、文字だけを声に出して読み反復することにより、書物がなくても誤りなく言うことができるようになる学習、これはご質問の中でご指摘

をいただきました。こうした事業は、現在のところ、幼保・小・中学校で行ってはおりません。しかし、江戸時代の論語を初めとする漢文の素読は、まさにこうした教育法であり、意味がわかるようになった成人後の人生、人格に大きな影響を与えたものでもありましょうし、一つの有効な教育法だというふうには思います。

それに基づいて素読を進める考えはという3つ目のご質問でございますが、器用さやリズム感など、神経系の発達が急速に進む幼児期、学童期の子どもたちにとっては、とりわけ、目で見、声に発し、耳で聞く、体、五感を使つての言葉の習得は基本であるということを実感しております。一度身につけて習得したものは、後々子どもたちが生きていく上での財産になるものだと私も思います。そのことを踏まえた上で、今まで以上に目で見ること、声に発すること、耳でということを用いた幼保での保育、小・中学校での授業展開をぜひしていきたいというふうに思います。

ここまではいいんでありますが、ここからが問題であります、学校現場ではなかなかこれは難しいよということをおっしゃいます。学習指導要領に従うと、さまざまな授業科目がふえて、なかなか余裕がないんですというお答えが学校からは返ってまいります。しかしながら今、議員が世田谷の中学でしたか、そういうことが実際にできているところがあるとするならば、小布施らしい教育ということを目指したときに、学習指導要領からは少し外れても、そういうことというのは考えていったほうがいいのではないかというふうには思います。

直ちには難しいとしても、このことをかなり重要なものとして、教育委員会を通して、先生方とぜひお話を申し上げてまいりたいと思いますし、教育委員会で運営しております子ども教室、児童クラブなど、そういう面でもさらにこのことは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（大島孝司君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 今、次期アメリカ大統領、ドナルド・トランプ氏の孫娘、5歳のアラベラちゃんというかわいい女の子なんです、それがピコ太郎さんのヒット曲「PPAP」、ペンパイナッポーアッポーペンという何げなくパジャマ姿で楽しそうに歌っている、これが5歳、いわゆる耳で聞いてやっぱり覚えてしまうのかなというのが1点。また、1歳半から中国の童謡なり歌詞、また詩人の内容、いわゆる五言絶句ですね、これを暗唱しているというふうにもお聞きしています。

そういう意味で、先ほどおぶせ・お肴謡隊の中で、中学生から幼児まで16名で活動をしているという答弁がございました。私も実際にこの間のおぶせ能を見させていただきまして、非常にかわいい幼児の方があの地謡の中で全てを暗記し、そして正しい姿勢で吟じるといいですか、歌っている、そういう姿を見まして、これはすごいことだなということを改めて感じたわけですが、この幼児は今、小布施町では何歳ぐらいの幼児がこの小布施町の能に参加されているのか。そして、先ほども中学では詩の単元で素読を行っているということですが、その中でこの謡も素読の中で、謡というのは素読なくしてきわめることができない、そういう学習かなと思いますが、その辺のことについて再度ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 11番、関谷明生議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（大島孝司君） 再開いたします。

最初に、諸般の報告事項について報告いたします。

4番、小西和実議員から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

11番、関谷明生議員の質問に対する答弁を求めます。

中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） お昼前の関谷議員のお肴謡隊の子どもの幼児は何人いるんだという質問なんですけれども、今、保育園で男女が2名、年中と年少がおります。あとは小学生が11名、中学生が3名、合計16名になっております。

それから、ここで答えるのも何なんです、町長のほうから再質問の前の回答をされまして、なかなか授業に取り入れるのも難しいけれども、何かしらの努力をしたいと、こういう

答弁がありましたけれども、授業も昔の授業と今違っておりました、昔はどちらかというところ先生の言うことを聞く、黒板に書くことを書き写すというような授業だったんですが、このころはそれではもう、3日、1週間の間にほとんど忘れてしまうと。要するに、単に受け身の授業では、聞いたことはほとんど忘れてしまうと、こういうことなので、現在では子どもそのものが発言したり、あるいは話し合いをしたりという自分から能動的な授業をしないと、身につかないと、こういうことになっていまして、小布施町でももちろんそれに沿った授業にだんだん直しているところであります。ですから、今の関谷議員の言われたような、そういうことも授業の合間にも入れたり、あるいは音読というのももちろん入れています、音読も自宅で読んできて授業で発表するというようなこともしていますから、そういう意味で、それだけの授業というのは難しいとしても、授業の内容として入れるということは可能だと思いますので、努力したいと思います。

○議長（大島孝司君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） 2点目の質問に移らせていただきます。

女性活躍推進法による採用、キャリア形成、職場環境整備の現況について伺います。

自治体や一定規模以上の企業に女性登用の行動計画の作成などを義務づけた女性活躍推進法が本年4月1日に全面施行されました。従業員301人以上の企業や、国、自治体に対し、女性の採用や管理職比率、勤続年数の男女差などの把握、分析を踏まえた行動計画の策定や公表が義務づけられています。

県内77市町村の課長級以上の職員女性の割合は、平成27年4月時点で8.2%で、全国市町村の平均12.6%を大きく下回っています。女性管理職の進まぬ登用と、5月9日の信濃毎日新聞に掲載されていました。当小布施町も管理職はゼロという、そういう新聞報道でございました。

政府が昨年12月閣議決定した第4次男女共同参画基本計画は、2020年度末までに課長相当職20%程度を女性とするよう目標を掲げています。小布施町も本年4月に次世代育成支援・対策推進女性活躍推進に基づく特定事業主行動計画が策定され、公表されています。

また、5月17日の信濃毎日新聞で、女性職員乏しい昇進意欲として、県が課長級以下の全ての県職員5,543人を対象に意識調査を実施いたしました。その結果は、将来部課長級への昇進を希望する男性の県職員は51.9%に上がったのですが、女性職員については15.2%にとどまっています。女性職員が管理職への昇進を望まない理由は、「自分に能力・適正がない」が44.7%、「家庭との両立が困難である」40.8%、「責任が重くなるから」が27.1%、

「仕事量がふえるから」も14.7%ありました。

県職員キャリア開発センターでは、身近に管理職に昇進した女性の先輩がおらず、キャリア形成に向けた手がかりがないことが、管理職を目指すことをためらっている要因と分析しています。これらの解消に向けて管理職の仕事をするための機会を設定するなど、女性職員自身のキャリア形成意識の向上を図る必要があるとしております。この小布施町についても同様の傾向が考えられます。

一方、女性活躍推進の先進企業であるポテトチップスやかっぱえびせんで有名なカルビーは、松本 晃会長の強いコミットメントで組織改革を推進し、7期連続増収増益という躍進を続けています。人種、国籍、性、年齢を問わずに人材を登用するダイバーシティー企業として、女性管理職比率の向上、女性活動推進のための制度、環境整備を行っております。一例を申し上げますと、松本会長から執行役員、いわゆる本部長の女性にも16時には帰宅せよという命令が出て、育児の対応をとっているというようなことも話されております。女性の活躍なしにカルビーの成長はなしという方針のもとに、多様性を生かす組織、風土づくりを進めています。

また、女性活用推進を成長戦略の中核とする政府の方針を受けて、経済産業省と東京証券取引所は、女性にすぐれた上場企業をなでしこ銘柄として発表しています。カルビーも2015年度までに3年連続で選定されています。2020年度までには30%を女性管理職にという目標を掲げております。

そういうこれらの事象につきまして、どのように考え、評価をされているか、お聞きをしていきたいと思えます。

1点目は、法律のできた背景と意義をどのように考えておられますか。長野県職員のアンケート結果とカルビーのダイバーシティーの活動につきまして、結果につきましてのご見解を伺いたいと思えます。また、行動計画によって女性職員の配置、育成、教育訓練、評価、登用の具体的な町の取り組みの現状、また、将来的な考え方をお伺いしたいと思えます。4点目、継続就業、仕事と家庭の両立の具体的な町の取り組みについてもお聞きをしたいと思えます。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、法のできた背景、それから意義についてどのように考えるかということでございま

すが、女性活躍推進法の制定の背景といたしましては、急速な人口減少により、将来の労働力不足が懸念される中で、女性の潜在能力の活用や多様な人材の活躍を求める機運が高まったということが挙げられます。今まで国は、男女雇用均等法による雇用管理における男女の均等推進、それから育児休業法、後に育児・介護休業法に変わっておりますが、これらによる仕事と家庭の両立支援、この2つの両方で女性の活躍推進を進めてまいりました。

今回は、男は仕事、女性は家庭と、そういった男女の性別役割分担への根強い意識の改革が必要との観点から、女性だけでなく、男性を含めた社会全体の職場風土に関する意識の改革を目指し、企業の長時間労働の是正などの働き方の改革も進めるというふうにしております。

これからの日本を支える労働力を補う意味から、それから、何より性の差にとらわれず、個人を尊重し、活躍の場を用意することで、よりよい行政サービスの向上が図れることから進めるべきであるというふうに考えております。

2点目の長野県職員のアンケート結果及びカルビーダイバーシティーへの見解についてお答えいたします。

長野県職員のアンケート結果、ことし3月に策定した長野県女性職員活躍推進計画に伴い行われたものでございます。職場での待遇や現状についての意識、管理職の登用などを聞いております。特に、将来どこまで昇進したいのか、女性職員が職場で能力を発揮し活躍できているかなどを具体的に聞いております。

先ほどのお話にもありましたが、将来、部課長級などの管理職の昇進を希望する職員については、男性職員51.9%に対し、女性職員は15.2%にとどまっております。また、管理職への昇進を望まない理由を尋ねますと、複数回答ではありますが、家庭との両立が困難とした割合は、先ほどもありましたとおり、男性18.2%に対し、女性40.8%となっております。これは女性の昇進意欲がないというふうな表面的な受け方もできるわけではありますが、女性が家庭での役割をよく多く背負っており、それが管理職への希望を妨げているというような結果とも言えます。法の施行で改革を目指す性的役割分担の根強さが出ている結果でもあるというふうに考えられまして、改革への必要性を感じております。

また、カルビーのダイバーシティー推進、聞きなれない言葉ではありますが、ダイバーシティーとは多様性のことでありまして、多様性の推進を目指しているということになります。ここで言う多様性とは、外国人、障がい者、シニア世代など、性別も含めた多様性を示しております。特に、女性の活躍なしにカルビーの成長はないという方針のとおり、女性の活躍

に期待するところは大きく、2010年からダイバーシティ委員会を設置するなどして、女性の積極的な登用を推進してまいっております。カルビーでは、ダイバーシティ委員会が中心となりまして、ダイバーシティの内容や推進目的、意義といったことを社員に理解してもらうことからまず始め、問題点を探るため社員アンケートの実施、各種の部会を設立するなど、ダイバーシティ推進と理解の促進に努めています。その結果、女性管理職の比率の目標を達成するだけでなく、生産性の向上と品質の改善にあらわれてきているとしております。

このようなダイバーシティ推進の取り組みは、女性職員が意欲を持って仕事に取り組める職場環境や働きやすい職場づくりを目指すことが、結果として町民の皆さんへのサービス向上や明るい希望のあふれるまちづくりに資するものであるということをお話しております。今後町でも具体的に事業を検討する中で参考にしたいというふうに考えております。

3番目の女性職員の配置、育成、教育訓練、評価、登用の具体的な町の取り組みについてでございますが、町役場に勤める人を対象に、町ではことし4月に小布施町特定事業主行動計画を見直しまして、新たに女性活躍推進を盛り込んだ計画を策定しております。この計画はことしの4月から平成33年までの5カ年の計画となっております。計画の目的、推進など、国の例を参考にいたしまして計画を策定いたしました。

具体的には、女性職員を対象とする研修、外部研修や派遣、女性が管理職になるまでの事例の紹介、相談体制について検討することとしております。

女性職員の管理職の登用についての数値目標につきましては、管理職の地位にある職員に占める女性の割合、これを平成26年度の実績で言いますと、ゼロ%から20%に、係長相当の職員の割合を20%から30%に上げるということを目標としております。これは女性職員の各年代に占める割合等を参考に定めたものであります。

なお、行動計画で想定しています研修等については、申しわけありませんが、まだ未実施でありまして、今後、町職員の意識調査なども踏まえて研修等を進めてまいりたいと思っております。

4番目の継続就業、それから仕事と家庭の両立の具体的な町の取り組みであります。継続就業及び仕事と家庭の両立につきましては、男性職員の育児参画や出産を控えている女性職員のパートナーの男性職員に対しまして個別にお知らせを行いまして、男性の育児休暇の検討、これは職員や、あるいは係で行っていただいた経過がありますが、現実には取得に至

っておりません。

今後さらに説明の機会を設けるなど、計画の数値目標として定めました5年以内に、平成33年までに男性の育児休業の取得率10%、育児参加のための休暇の取得割合を50%以上というふうな結果につなげてまいりたいと考えております。

また、育児休業からの円滑な復帰に資する所属職場との連絡体制の確保の支援、男性の育児休業取得の推進に向けて、職場内の意識改革に関する研修会も行うことを今後検討してまいります。

女性職員に対する管理職になるための教育研修、それから個別には実施しておりますが、全体での育児休業制度等の説明に関してはまだ未実施でございますので、今後開催をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大島孝司君） 関谷明生議員。

○11番（関谷明生君） ことし4月に次世代育成支援対策推進・女性活躍推進に基づく特定事業主行動計画が策定され、公表されています。この計画を作成するに当たりまして、どんな組織で、どんなメンバーでこの計画を作成されたのかお聞きしたいと思います。また、平成33年度までの数値目標が掲げられております。やはりこの数値目標を掲げるということは、それに向かって一丸となった組織体制が必要かと思いますが、その辺の町としての取り組みについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

特定事業主の計画であります。こちらにつきましては、総務課内部で担当等がほかの事例を参考にいたしまして作り上げたものでございます。また、平成33年度計画実施に向けて一丸となった取り組みをということでございますが、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ現状かなり、先ほど申し上げてきた、実際に根本的に持っている意識改革ですとか、そういったものというのは、かなり職員の皆さんに実際にご理解いただいて、みんなでこういうふうにしていきましょうねという意識改革が必要となりますので、それについては議員おっしゃるとおり、これからのアンケートを含めて、全体で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（大島孝司君） 以上で関谷明生議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（大島孝司君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） 通告に基づき、1件2項目の質問をいたします。

まず、町役場庁舎のさらなる耐震補強の実施についてを。

東日本大震災以降、人命や施設に重大な災害が発生している大地震が各地で突発的に起きている現在、10月21日にも鳥取県で震度6が発生し、倉吉市役所の天井が下地ごと落下や内装の壁が落下するなど、また、一般の住宅の建物が倒壊するなど、多大な被害が発生し、幸いにも人命が失われることは免れましたが、建物内部の耐震対策や備えは、今や必須になってまいりました。

そこで、（1）我が小布施町役場庁舎は昭和53年から54年にかけて新築や増築がされ、主要構造部の耐震補強は完了と聞いておりますが、現在、建物内部の天井や壁、間仕切り壁、また天井に取りつけてある冷暖房機のつりボルトや照明器具類の固定の耐震対策が未整備と思われるが、庁舎1階、2階の執務室は、毎日の業務をつかさどっているだけでなく、地震等大災害発生時、各担当職員の情報収集の重大な拠点であり、対策本部室への報告、連絡、また町民への速やかな発信場所となる部署です。まさに業務継続計画、BCPそのものです。

天井板及び下地材、または冷暖房機や照明器具類の落下、また間仕切り壁の倒壊による大切な職員や訪れた町民の方々の命をお守りするためにも、来年度の予算にぜひ盛り込み、耐震補強を実施していただきたいが、いかがでしょうか。

（2）夜間の大災害発生時の備えとして、非常用発電機の燃料備蓄、せめて全てを含めて五、六時間程度は必要かと思われるが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎天井及び冷暖房、照明器具の耐震補強の実施についてご答弁申し上げます。

先ほど議員のお話の中にもありましたとおり、役場庁舎は昭和53年に建築をし、昭和54年に公民館、保健センターを増築しております。平成21年、耐震判定を行った結果ですが、耐

震基準は満たされているという診断を受けておりまして、建物自体の耐震性はあるものというふうに認識しております。

役場庁舎、これは議員ご指摘のとおり、災害時の防災拠点施設となる建物であり、また、あらゆる事態を想定しておく必要があります。ご指摘の事務室の天井、冷暖房装置、照明器具の構造などについて、議員ご指摘の部分を検討調査しなければならないというふうに考えております。今年度、状況を調査する中で、工法等を含む検討をし、緊急性等を踏まえ、改修を進めてまいりたいというふうに考えております。

つり天井につきましては、平成26年4月から施行されました建築基準法に天井脱落対策の規制強化対策の定めがあります。この基準の対象となる天井につきましては、地震その他の振動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならないというふうに規定されておまして、対象となるつり天井は6メートルを超える、あるいは200平方メートルを超すつり天井というものが対象となっております。

役場庁舎の場合には、これらの基準、面積、あるいは高さにおいて該当しない状況ではございますが、先ほどと繰り返しになりますが、防災拠点となる建物であること、それから業務継続計画も行うこと、そういったものを踏まえまして、天井の構造、エアコン、照明器具等について、再度点検をした上で、緊急性を踏まえて改修等を検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目の大災害発生時の備えとしての非常用発電機の燃料備蓄でございますが、こちらにつきましましては、平成9年に非常用発電機を設置しております。その後、平成18年に電力のデマンド監視装置の設置に伴いまして、既存の75リットルの燃料タンクに非常用発電装置専用としまして、430リットルのタンクを増設しております。非常用発電機の使用によりますと、1時間当たり燃料消費量が35.8リットルであることから、全てのタンクが満杯の状況で約14時間、連続運転することが可能となっております。

その発電機の運転時に送電されるその設備であります。消火栓のポンプ、火災報知機、非常照明、それから保健センター庁舎、公民館の電灯、1階事務室の防災行政無線及び県の行政無線、それから印刷室の電源等であります。

なお、災害時に役場庁舎は防災拠点となることから、いざというときに必要な機能が失うことがないようにすることが必要であります。現在、一部のコンピューターにしか電源供給がされておらず、喫緊の課題としまして、災害時の役場機能を改めて検証し、コンピューターなどにのOA機器への送電などを整えてまいりたいというふうに考えております。

なお、非常用発電機の燃料につきましては、災害時に対応するため、平成24年11月に災害時における燃料等の供給協力に関する協定、これを小布施町石油商組合と結んでいただいております。給油いただける石油商組合の皆さんが被災することも考えられますので、また、その状況にもよりますが、町が災害対策本部を設置し、石油商組合に対しまして要請をすることで協力事項が発動するというようになっておりまして、万が一の際には石油商組合の皆さんを通じて、的確に給油を実施いただけるものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） ただいま課長のおっしゃられた耐震補強につきましては、ぜひお願いしたいと思います。ただ、このときに補強改修工事の方法につきまして、やはり町民の皆様にご周知して、説明していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、（2）の問題ですけれども、夜間の災害の地震、水害等の問題につきましても、BCPの観点からすると、再度確認をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、再質問にお答えいたします。

工法につきまして検討した中で、町民に説明をということでございますが、これについてのどのようなことかというふうに行うかということについて機会を設けて町報等になりますか、ちょっと不明ですが、まだそこまで決めておりませんが、説明をさせていただきたいと思います。それで、この工法につきましては、福島議員、非常に専門でございますので、ぜひお力添えをいただきたいというふうに考えております。

また、地震、水害等の、いわゆる電力供給の関係でございますが、先ほどもお答えしましたとおり、どのような業務継続をするのか、あるいは災害時どのような仕組みをとっていくのかによって、大分これは姿が変わってくると思われまして。ご指摘のとおり、再確認をさせていただいて進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大島孝司君） 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（大島孝司君） 続いて、8番、小林一広議員。

〔8番 小林一広君登壇〕

○8番（小林一広君） 通告に基づきまして質問をさせていただきます。

最近、小布施町ではめっきり自然再生エネルギーの普及に、あるいはまた脱炭素社会への取り組みという動きがちょっと見受けられないということを懸念いたしまして質問させていただきます。

パリ協定も策定される運びになり、また、著しく変化している世の中でございますけれども、これはちょっと余談にはなるかと思えますけれども、ノーベル賞の受賞ということで沸いているということもいいことなんですけれども、実は温暖化対策の妨げということで、日本は化石賞というものをいただいております。いかに世界の動きに逆行しているかというような流れの賞でございます、これは。

そういった中で、やはり一応小布施町のできることは本当に少ない、小さいことだというふうに思っております。だけれども、やはりそれに向けて小さな努力をしていかななくてはいけないのが、こういった市町村の務めだというふうに感じております。

そういった中で、まず1つ、二酸化炭素の排出量というものが非常に問題化されております。それに対する危機感をどのように持っているのか。排出量だけでなく、また、その排出量がふえることによって、濃度も当然蓄積されております。その排出量の濃度に対してもどのような危機感を持っているか。また、それらの要因により、やはり我々の身近な気候変動が確実に起きております。干ばつ、また竜巻というような情報は、今まで出てはおりませんでした。それが最近では竜巻情報というものも出るようになっております。そのような想定外の気象現象が起きております。そのことに対してはどのように考えているのか。また、長野県では再生可能エネルギーの発電設備で賄えるエネルギーの自給率という目標も掲げております。そういった目標をこの小布施町は掲げているのか。やはり一歩先を進んだ発想で見ますと、徳島県では脱炭素社会を掲げて、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す条例が制定されております。脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例というものでございます。これは、県という大きな枠での決定ではありますけれども、小布施町がそういうものを検討してはいけないということはありません。そういったことを考えて、小布施町もそういった考えというのはお持ちなのか。また、自然再生エネルギーというところまで行かないんですけれども、バイオマスボイラーの導入というものが大分進行された中で検討されてきました。結果、バイオマスボイラーのガシファイアーは導入が見送られております。やはり農業立町を、また、果樹産業の盛んな小布施町にとっては、非常に有効な施設ではないか

というふうに考えております。

先ほど、竹内課長のほうからも、果樹農家、また花卉農家を目指す方を、やはり小布施町でも受け入れていきたいというようなことをおっしゃってございました。そういった中で剪定枝における二酸化炭素の排出を抑える、また、ガシファイアという有効な施設により花卉農家のまた一つの、一步進んだ栽培技術も導入されるのではないかというふうにも考えております。すみません、これは小西和実議員の質問でしたね、すみません。

そういったことを含めまして6項目質問させていただきましたので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 脱炭素社会に対する現状はのご質問につきまして、6項目いただいております。順次ご答弁申し上げます。

まず最初に、二酸化炭素排出量に対する危機感についてのご質問ですが、最近の台風発生や集中豪雨、特に局地的なゲリラ豪雨など、異常気象による災害が各地で発生しており、その異常気象を引き起こしている原因に地球温暖化が大きく関係していると言われており、その影響は深刻で地球規模で発生し、私たちの生活を脅かすものと考えております。二酸化炭素排出量の増加がこのような事態を加速化させている可能性があり、危機感を持って注視しているところであります。

2番目の量だけではなくて、二酸化炭素の排出濃度に対する危機感についてですが、平成27年11月、フランスのパリにおいて2020年以降の温暖化対策の新たな枠組み、パリ協定が採択され、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする、さらに1.5度抑える努力を追及すること、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。

日本は2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減することを掲げています。気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書では、このまま地球温暖化が進み、温室効果ガス濃度上昇の最悪のケースをたどると、世界の平均地上気温は今世紀末には1986年から2005年平均に対して最大4.8度上昇する可能性が高いと予測しています。同様に、世界平均の海面水位の上昇予測としては、現在に比べて最大82センチ上昇するとしており、私たちの生活に深刻な影響が出ることはさげられません。二酸化炭素排出量と同じく、その濃度上昇についても危機感を持って注視しているところであります。

3点目であります。それらが関連するとされている想定外の気象現象が起きると言われているが、どのように考えているかということですが、想定外の気象現象を私たちがその発生を予測することは困難であります。環境省、気象庁の発表によると、日本国内における気候変動予測の確実性を考慮した結果については、最高気温30度以上の真夏日の日数は、温室効果ガス濃度上昇の最悪のケースをたどると、全国的には平均で52.8日程度増加すると予測されています。東日本太平洋側では、秋になっても真夏日が続き、東京では年間3カ月半、那覇では半年間にわたって真夏日がある月が続くと見込まれています。

気温上昇のほかにも、気候変動に起因する主なリスクとして、海面上昇による高波、洪水、豪雨、インフラ機能の停止、熱中症、食料不足、水不足、海洋生態系の損失、陸上生態系の損失など、複数の分野に及ぶと気候変動に関する政府間パネル第5次評価報告書では分析しております。

このような気候現象が起こることのないよう、影響があるとされている地球温暖化を抑制する必要があると考えております。

4点目のエネルギー自給率の小布施町の目標はあるかどうかのご質問ですが、平成27年度版長野県環境白書では、発電設備容量で見るエネルギー自給率を、平成23年度を基準値として58.6%、現状で平成26年度は78.9%、平成29年度では目標値100%を目指して取り組んでいます。このエネルギー自給率は、県内の最大電力需要に対して、再生可能エネルギー発電設備の容量が県内にどれだけ存在するか、その割合を見る数値です。既存の水力発電と自然エネルギーの太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電等の発電設備の容量と増加率を最大電力需要の削減目標との兼ね合いから自給率をはじき出して目標を掲げています。

小布施町においては目標値を掲げていませんが、現在、民間事業者が中心に進めている小水力発電などによる再生可能エネルギー発電設備によるエネルギー受給率がふえることにより、自給率が上昇するものと考えております。

5点目の徳島県のように脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を成立せざるような一歩進んだ考えはないかという質問ですが、徳島県で全国初の脱炭素社会条例が可決・成立しました。平成29年1月1日からの施行です。報道によりますと、条例は、県が水素エネルギーの研究や実用化を促進するなどして温暖化をおくらせる緩和策と豪雨災害や熱中症といった気候変動による影響への対策を努める適用策が柱となっており、温暖化ガスの排出力を森林づくりなどへの投資で埋め合わせるカーボンオフセットの普及を目指すこと等が盛り込まれております。

このような取り組みは、広域で推進することが重要と考え、県レベルでの対策が必要であり、独自で条例を制定するという事は考えておりませんが、小布施エネルギー会議での議論が、先ほど申し上げました小水力発電事業につながっております。

議員ご指摘のとおり、小布施町ができる脱炭素社会の実現に向けた取り組みを、引き続き進めてまいりたいと思います。

最後の6点目です。バイオマスボイラー、ガシファイアの導入が見送られた経緯については何かということですが、バイオマスボイラーの導入については、小布施エネルギー会議で議論を重ね、平成27年度から本格的な検討に入り、先進地の視察、導入に対する詳細設計の実施、剪定枝回収に関するアンケートの実施等を行ってきました。

平成28年度に入り、長野県が実施したエネルギー専門家の相談会にも参加しました。専門家からは、再生可能エネルギーを導入することを目的とするのではなく、導入により地域経済が循環することを目的にしないとうまくいかないというような助言もあり、剪定枝を確保する計画の実現性が低いとの指摘も受けております。

フラワーセンターに設置を検討していたバイオマスボイラーの有力機種であるガシファイアの導入経費の見積もりが、当初の想定を大幅に上回り、並行して重油ボイラーの入れかえも行う必要がありました。燃料としての剪定枝は一定量を確保することが可能なものの、収集、運搬方法、ボイラーの管理などの運用面でも解決していない問題がありました。

このようなことから、早期の導入を見送り、経費の圧縮や管理の方法など、代替案も含めて再検討することとしました。

現在は民間主導で行っていただいている小水力発電の設置に対し、地元との調整や法的な問題を解決することを優先的に取り組んでいます。エネルギー問題だけでなく、議員ご指摘の環境に優しい農業の面からも、剪定枝を活用したバイオマスエネルギーの可能性を引き続き検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 私がなぜまたこういう質問をしているかといいますと、私が最初に質問したのは初めて議員になった6年前でございます。それから、いろいろな議論を、行政の方ともいろいろなまた協議もエネルギー会議等を通して進めさせていきました。非常に有意義な議論でありました。

しかし、実際何ができたのか。東京大学の富田先生に関してはちょっと想定外の、本当に

不幸なことで中断してしまいました。だけれども、それはそれです。やはりほかの選択肢は当然あるはずです。そういった中で、私の見る限り、何一つ進んでいないというか実行されていないというふうに見受けられます。それで果たしていいのでしょうかという疑問の中で質問させていただきました。当然今、排出量の問題で非常に危機感を持って注視していると、また、排出濃度についても非常に危機感を持って注視しているということでもあります。

排出量におきましては、今現在、1兆9,000トンという排出量が出ております。そういった中で、ちょっと酷な質問になるかと思えますけれども、その排出量での危機感で言うと、危険濃度まで行くに何年ほどかかるというような数値というのは把握しているのでしょうか。それと、濃度に関しても同じです。今現在400 p p mを超える濃度が排出されております。濃度の面においての一番の危険とされている数値までにどれほどの余裕があるのか、そういった数値は把握しているのでしょうか。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問にお答えをさせていただきます。

エネルギー会議等、町民の皆さんでご議論いただいたことが現在進んでいないのではないかというようなことを1点目ご指摘をいただいておりますが、エネルギー会議等でご議論いただいた追尾式の太陽光発電であるとか小水力発電であるとかバイオマスエネルギーの実現化等につきまして検討する中で、先ほどもお話しさせていただいたとおり、現在、小水力発電が事業化に向けて動き出しております。何も進んでいないということではなくて、できる限りのことを今させていいただいているということを考えております。

また、二酸化炭素の排出量、排出濃度がどのくらいの値を今、把握していて、どのくらいでそういった危険値に達するかの数値を持っているかということなんですけれども、今手元にそういった数値はなく、また、具体的に小布施町がそういった量や濃度をどのくらい排出してどのくらい影響があるかという細かな分析ができておりませんので、そういったことは引き続き町としても考えてまいりたいと思っております。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 小水力発電ということでございます。これは民間主導で今度動くようになりました。やはり民間はある程度採算がとれるという計算が立てば行っていくことでしょう。そういった中で、やはり行政としてできることは何かということでございます。これは、今までエネルギー会議等、いろいろな会議の成果であることには、これは間違いないと思っております。行政として何ができたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 行政でできることは、調査や分析をすること、また、モデル的な事業を行うことはできると思うんですけれども、事業化につきましては、民間事業者のご協力なくしては進まないかと考えております。民間事業者が進めるに当たっての前段の調査、分析や実現に向けてのご支援ということを行政はさせていただければと思っております。以上です。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） やはり限られた予算の中で全て行わなければいけないのは十分承知しております。やはりこれだけの公共施設を行政も持っております。そういった中で、やはり屋根貸しという選択というのも当然あるのではないのでしょうか。そういった検討というのは、今どのようになっているのでしょうか。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 公共施設の屋根に太陽光パネルを設置をしまして、その施設の電力をその太陽光パネルで賄うという、いわゆる屋根貸し事業につきましても、公共施設の有効活用、財政面、再生可能エネルギーの活用の面から十分検討していかなければならないと思います。話題として何回か議論にはなっておるんですけれども、具体化に向けた検討というのはできておりませんが、今後引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） ぜひ進めていただきたいと思います。

また、ここで小学校、中学校とエアコンが設置されるようになっております。そういった場合に、当然電気料が高騰します。そういった中で北斎ホールのように電気代の高騰を理由に、せっかく設置したエアコンが使えないというような、そんなような懸念はないのでしょうか。ちょっと今、屋根貸しの太陽光の関係で関連づけて質問させていただきました。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 小・中学校のエアコン設置につきましては、一部太陽光パネルを設置している部分もございまして、エネルギーにつきましてはそういったところも活用していきたいと思っております。また、電気の契約につきましても、今、民間参入としていまして、なるべく電気料金が安くなるような事業者との契約も進めさせていただいております。そういった中で電気料金をなるべくかからないようなことは考えますけれども、設置した設備を有効活用できないようなことのないような電気料金とその使用方法というのを考え

てまいりたいと思います。

○議長（大島孝司君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（大島孝司君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

小布施町の今後の農業施策をどう進めていくのか。

町長は日ごろ、農業を小布施町の基幹産業と位置づけられています。しかし、その農業の現場ではさまざまな問題が生じてきております。ご存じのように後継者不足や肥料、農薬等の価格の上昇による経営への圧迫、農産物価格についても、中には価格の好調なものもありますが、ほとんどの農産物が価格低迷し、収益が伸び悩んでいるといったこと、また、農家がかかわっているさまざまな各種産業団体の維持継続に向けてなかなか後継者のいない中、高齢化したみずからが組織の事業維持のために役務の負担から始まり、金銭的な負担、組織をまとめていかなければならないといったこと等々、さまざまな問題が生じてきております。

具体的に組織の問題について上げれば、JA須高が合併してJAながのに移行したこと等の問題に始まり、JAに含まれている組織で代表的なりんご部会、水稻生産組合、そのほかに農協とは別の組織であり小布施町の農業の基盤ともなっている小布施土地改良区といった組織などがあります。これらの組織それぞれが共通して抱えている問題が、ことごとく後継者不足に起因するものと考えますし、後継者がいるか、いないかによって、個々の農家が積極的にその組織とかかわれるか、かかわれないかが分かれ、組織としてのまとまりを欠く事態となっていると考えます。

本来、各組織その組織を構成する者が同じ目的を持っている者同士で構成されるのが大前提であると思われれます。しかし、現状では各組織とも各構成員の置かれている状況の違いによって、それぞれに微妙に意識がずれてきております。組織維持について、非常に心配な状況となってきております。

そこで、（1）としまして、小布施町の今後の農業施策をどう進めていくのか、2として、後継者対策について有効な対策は、3として、小布施町の農業の今後、10年先、20年先の農

業の担い手数や町全体での耕作面積の適正規模等のシミュレーションは、4として、市街化区域に畑が複雑に入り組んでおり、農家にとって耕作しづらかったり小布施土地改良区も事業の維持管理にやりにくさも感じているようであり、今後農地と宅地の混在をどのように解消していくのか、以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

[町長 市村良三君登壇]

○町長（市村良三君） ただいまの川上議員のご質問に答弁を申し上げます。

農業政策、どういうふうに進めていくかというようなことでございます。今私ども進めております、農家の皆さんとご一緒に進めさせていただいている農業施策の方向性は、これから若い人たちが仕事を選択する場合にとって、魅力のある産業として知っていただき、意欲を持って営農できる環境づくりを図ることで、農家の皆さんが安心して農家に取り組みという産業ということで目指してまいりましたし、これからもその方針はそこにあるということでもあります。

これは生産基盤の強化による高品質な産地化を図る、生産地としての強度、これを保っていくと。それから、確かな販路を確保することで、他産地にも打ち勝つ強い産地づくりを目指す、この2本だろうというふうに思います。特に販路の確保ということは、栗や花など小布施町の魅力、この部分を最大限に活用し、小布施町という名前を前面に出して販売になげるようにしていただくということで、ブランド戦略事業ということで重点的に取り組んでまいりました。

私ですが、農家でなくてなかなかちょっと僭越な物言いなんですけど、現在、何年か前までは栗のみという世間に対する印象でございましたけれども、栗だけではなく、よい果樹の産地という、そういう定評は少しずつ強まってきているというふうに私自身は感じております。消費者の皆さんにより強くこのことをアピールできるということをこれからもやってまいります。生産者の顔が見える環境づくり、こういうことも、その意味では大事であります。これも取り組んでおります。都市農村交流事業であるとか直接販売をできるだけ行っていただけるような環境づくりを進めてきております。ふるさと交流センターや6次産業センター整備に加え、農家においても、おぶせ物語やJAお百SHOPの展開につながっています。これはかなり昔のことではありますが、それをさらに進めてきているということでもあります。

こうした取り組みによる効果として、個々の農家における農業所得の増加が挙げられます。

農業所得の推移を見ると、平成15年当時の農業総所得額が2億1,200万円に対して、昨年では6億9,500万円と増加をしております。農家数は減少傾向、これはあるわけではありますが、頑張っただけで営農されている皆さんの所得そのものは増加をしているということがうかがえます。

ですから、今ほどの繰り返しになりますけれども、農業施策の方向性としては、今後もこうした事業を軸にして、意欲を持って農業に取り組まれる農家への支援を実施をしてまいります。

それから、後継者という問題でございますが、町農業の担い手たる後継者不足、ご質問にもありましたとおり、早急な手だての構築が求められております。そのために、繰り返しになりますけれども、今後の農業が若者にとって魅力ある職業として選択される産業となることを目指し、現在取り組みを行っているものであります。

これも私の実感ですけれども、若い有力な農業者が出てきているのも事実だろうというふうに思います。特にこれからの農業は単なる生産をすればいいということではなくて、少し大きめに申し上げれば、創業産業としてお考えをいただき、お取り組みいただくことが大切というふうに考えております。つまり、販売までご自分でやっていただくという形態が小布施町の農業にとっては特に必要なことだろうというふうに思います。そのためには、農家の後継者に限った対策ということではなく、どなたでも農業に参入したいと思われる方には参入していただけるような環境づくりが必要だというふうに思っております。

先ほど来話が出ています新規就農者などにつきましても、周りの皆さんの応援のおかげで、少しずつ生活基盤の安定を図られておりますし、こうした支援を中心に、今年度からは販売支援策も実施してきたわけでありまして。

今後はこうした支援を、これは何度かご指摘を受けているんですが、新規就農の方だけでなく、農家の後継者の方そのものに対する支援というものも積極的に行って、ぜひ担い手の育成に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、10年先、20年先の担い手や耕作面積のシミュレーションということでもありますけれども、2015年農業センサスでは、農家のうち613軒が販売をされている農家であります。さらにそのうちの225軒が専業農家ということでもあります。これは1万1,000人ぐらいの町で、3,700軒の町で大変多い数字だろうというふうに思っております。

現在、町内における農地面積、これは860ヘクタールでございますけれども、そのうちの80%に当たる683ヘクタールが、先ほど申し上げた613軒が耕作する面積に当たっております。町が決めている農業基本構想では、農地面積の50%を効率的、また安定的な農業経営体であ

る、いわば中核農家に集約することを目標としております。仮に現在の専業農家数を中核農家数に置きかえた場合での試算によれば、860ヘクタールの50%である430ヘクタールを225軒に集約するという目標になり、1軒当たりの耕作面積1.9ヘクタールということになります。

この基本構想に掲げる中核農家については、営農を行う意欲のある農家ということにさせていただいており、兼業であっても、いかに意欲ある農家を育成することが大変大事であるということだというふうに思っております。

現在、今後目標とすべき、目指すべき目標ということ言えば、具体的な数字は算定をしていませんけれども、今申し上げた専業農家の225軒をベースに、新規就農の方や、あるいは定年を迎えられてから農業に入られる、あるいは農業を趣味的にされる自家用だけの栽培、こういう皆さん方もそうしたシステムにお入りいただけることで、あるいは意欲を持った農業に転換をしていただくということも大いに可能だろうというふうに考えております。生産力の確保から活力ある営農環境の維持を図ることは十分可能だということでございます。数値の算定に当たっては、年度内に見直しを行う人・農地プランにおいて算定を行う予定であり、一つの目指すべき目標として掲げさせていただく予定であります。

再度繰り返しになりますけれども、新規就農者も含め、こうした意欲ある農家の育成を図ることが、私どもとして目指すべき目標というふうに取り組んでまいりたいと思います。

4番目のご質問ですが、この前の3番とやや違うニュアンスが受けますけれども、農地と宅地の混在ということをどう解消するかということですが、市街化区域の土地利用でありますけれども、この市街化区域において全ての農地が宅地化されているわけではなく、もちろん未転用農地も残っております。この未転用農地の解消として、宅地造成事業などによる農地の残分に関しては速やかな宅地化をお願いしてきたという経緯はございますが、もともとが農地の部分に関しては特段の推進は図ってはおりません。これは市街化区域内農地として営農される方や税対策などに保有する個々の土地所有の皆さんの事情ともうかがえます。

ご質問では、土地改良区が維持管理にやりにくさを感じているとのことですが、確かに農地への飛び地化への対応がこの市街区域内では求められており、現場での負担が増加しているということは感じております。しかしながら、市街化区域内でも営農される農家にとってかんがい事業は必要であり、市街化区域を境に事業を廃止するか否かは改良区の判断に委ねられると思います。改良区の皆さんは本当に頑張ってくださいまして、今事業を進めておいでになりますので、これからますます改良区の皆さんときめ細やかなご相談を申し上げながら、その市街化区域における土地利用、このことについては進めさせていただきた

いというふうを考えているところでございます。

川上議員も一つの組織の長ないしは重要な役割を負っていらっしゃるので、いろいろな課題を抱えておいでになろうかと思えますけれども、ぜひこの辺は私どもときめ細やかにご相談をいただく中で一つずつ解決をさせていただけたらと思えます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいま町長のほうから答弁をいただきました。今後の農業施策ということで、この小布施町につきましては、魅力ある農業、そういうものを目指していかなければ後継者も育ってこないというようなことで、それで、この後継者については既存の農家のいわゆる後継者、それから新たに町外から来ていただくような方、新規就農者という方がこれからの後継者の位置づけになってくるのかと思えますけれども、既存の後継者については先ほど町長からお話がありました、専業農家として225軒の農家が頑張っておられるというようなお話がございました。そういった中で今後、後継者も育ってくるのかなというふうにも思いますし、大変この小布施町の農家の中にも頑張っている農家もおられます。

ちなみに、これは農林業センサスという調査がありまして、2015年に調査されたものですが、小布施町で1億円を売り上げている方がお一人おられます。また、5,000万円から1億円売り上げている方がお二方、3,000万円から5,000万円という方が4名ほどおられます。大変頑張っておられる農家の方々がおられますし、特にこの1億円を突破されている方につきましては、大変農地も規模拡大して頑張っておられるというようなことをお聞きしております。そういったことから、いわゆる既存の農家の後継者について、こういう方もいるんだよというような、そういったお知らせをするというような機会も必要なのか、頑張ってくださいなど。

また、新規就農者につきましても、225軒で今後こういった、先ほど申しましたお一人の方のような形で規模拡大していける方がどんどん出てくればいいんですけども、そうはいかないケースも考えられるわけございまして、新規就農者にもできるだけ頑張ってくださいというようなことで、こういった方々が現在、小布施町にも11名ほどおられるとお聞きしておりますが、なかなかこの新規就農者の定着というものも難しい面もございまして、これらの皆さんに関して現在、住居の提供とかいろいろ手だてをしておられると思えますけれども、それ以外の、いわゆるこういった新規就農の皆さんの参入に向けて環境づくりをほかにも何か考えられないかどうかというようなことを1点。

それから、この市街化区域内の農地が残っているということは、要するに土地改良区等、そういった組織というものがなかなか組合員の理解が二分するといいますか、事業を進めていくに、なかなか難しい面もあるというようなことで、できるだけ市街化区域内の農地を整理していくというようなことは、事業としてスムーズに進めていく上で必要なことかと思えます。そういったことをちょっと取り上げて、ここに掲げさせていただいておりますので、その辺についても今後、市街化区域内に農地をお持ちの皆さんに対する理解を求めるといいですか、そういった中で農業を進められているという、それぞれの方の自由な判断でございますので、なかなか難しい面もありますけれども、できるだけそういった方にもご理解いただいて、できるだけ市街地の中の農地については解消をしていくような方向をやっぱり持つべきであろうという思いますので、その辺のところの農地をお持ちの皆さんに対するご理解を得るための機会づくりといったようなものについて、どのようにお考えになっているのか、その辺のところをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えを申し上げます。

第1番目は、新規就農もこれからますますふえていくだろうし、ふえていかさなければいけないということで、さらなる支援を考えろということでございます。これは先ほど答弁で申し上げましたように、もともと農家であって、その後継をしていただけるという方の支援もあわせながら、さらなる支援を考えていきたいというふうに思っています。

これは御礼なんですけれども、新規就農の皆さんに対して、小布施町の農家の皆さん、あるいはその周辺の皆さんは非常に優しい対応をさせていただいております。これは小布施町のある意味での特徴だろうというふうに思います。これらの皆さん、関係の皆さんにこの場をおかりして心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから、2つ目の市街化区域の畑があるんだけど、その辺の整理ということですが、この全体の質問、個別の1、2、3、4にはあまり入ってきておらないんですが、全体の大きな質問の中では、この組織ということがなかなか難しくなっているということがあると思います。そっちの方面からお答えを申し上げたいと思いますが、例えば農協があれだけ大きな組織になりました。これはこれで農協のご事情もあり、農協が生き残っていくためには必要なことだったんだろうというふうに思います。ですけれども、個別の1軒ずつの農家に対するいろいろなきめ細やかさでは、やや失われる感があるのは否めないところ

ろであります。そうしたときに、原点に戻って、果たしてそういう協同組合というものは何であったんだというようなこと、こういうことに小布施町がこれからも農業が基幹産業の町である限りは、もう一度考え直してみてもいいのではないかなと、いろいろな、こっちがよければこっちが悪いというような、組織というのはやっぱり常にそういうふうになっていくものだというふうにも思います。

実際に、例えば10軒の農家の皆さんが生産、販売において共同をさせていただいている例というのはかなり多いと思うんですね。ですから、そういうものに対して私たち行政がどういうご支援をできるかというのを、例えば川上議員のような有力な農家の皆さんが主体となって、こういうことを進めたいんだというようなことをお互いに相談をしながら事を進めていくことが、今のほうが逆にチャンスではないかというふうに思います。それから、農地バンクとか、そういうことも、いろいろな形で言われてきたし、試しもされましたけれども、なかなかうまくいっていません。集約もうまくいっていません。こういうものも今はチャンスではないかなというふうには思うんです。ですけども、私どもだけが幾ら空振りみたいな旗を振り続けてもだめなので、これはやっぱり農家の皆さんと相談をしながら、そういうふうな農地バンクというふうなことで、先ほどの市街化区域に内における農地という問題も、全体で考えていきたいと思いますということができないのではないかということ、つまりいろいろな組織が組織イノベーションのときに来ているんだろうというふうに考えます。そのイノベーションをしていくために、私どもも一生懸命一体となってやっていきたいというふうに思います。そうした中で、市街化区域の農地、逆に言えば市街化調整区域における開発みたいなことをあわせて考えていくというふうな、大きな形で今後は考え、遂行していくことが重要だろうというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） ただいまご答弁いただきました、ありがとうございます。

質問の中で各組織がなかなか維持が難しくなっていて、大変難しい局面になってきているということで、改めましてお願いといいますか、いわゆる各組織それぞれ組合員なりそういったものための組織であるというようなことで、先ほど町長からもご答弁いただきましたが、初心に戻ってといいますか、本当に農家1戸1戸は弱いものであるということ踏まえて、そういった皆さんの要望に応じていくのが各組織だということを改めて町長のほうからもまたJAながの、あるいは小布施土地改良区、あるいは水稻生産組合といった、そういつ

た総会とかいろいろなものがあるかと思いますが、そういった席上でぜひこのそれぞれが掲げている目標、それに立ち返って、ぜひ農家のために尽くしてほしいというようなことをまた改めてお願いを町長のほうからもしていただければということで、それに対しては
お答えをいただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

○町長（市村良三君） そうしたこと、組織イノベーションというのは、口で言うほどたやすいものではありませんけれども、やはり将来にわたって、農業を基盤としたまちづくりをしていく場合に、その組織にかかわっていただくということは重要なことですので、私のほうからもそれはお願い申し上げていきたいというふうに思っております。よろしくお願
いします。

○議長（大島孝司君） 以上で川上健一議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。
書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（大島孝司君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時24分